

事 務 連 絡

平成 30 年 10 月 1 日

都道府県
各 指定都市 生活困窮者自立支援制度担当部（局）殿
中 核 市

厚生労働省社会・援護局地域福祉課
生活困窮者自立支援室

生活困窮者自立支援制度と関係制度等との連携について

日頃より厚生労働行政の推進にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

平成 27 年 4 月より施行された生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号。以下「法」という。）について、生活困窮者等の一層の自立の促進を図るため、平成 30 年 6 月 8 日に生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 44 号。以下「改正法」という。）が公布され、同年 10 月 1 日より改正法による改正後の法が、順次施行されます。

生活困窮者自立支援制度においては、多様で複合的な課題を有する生活困窮者を早期に発見するとともに、生活困窮者の状況に応じた包括的な支援を適切に行う観点等から、これまで生活保護制度や介護保険制度等との連携に関する通知や公共職業安定所等との連携に関する事務連絡（以下「連携通知等」という。）を発出し、関係制度や関係機関との連携強化に取り組んできたところです。

今般、関係機関等との連携をさらに強化する観点等から、改正法による改正後の法において、福祉事務所設置自治体の関係部局が生活困窮者自立支援制度の利用勧奨等を行うことが努力義務とされた（同法第 8 条関係）ことも踏まえ、新たに関係制度や関係機関との連携に関する通知を発出するとともに、既に発出した連携通知等の一部の改正等を行い、別添 1 から別添 14 のとおり通知することとしたので、各自治体の関係主管部局におかれては、改正法による改正後の法の内容も含め、法の趣旨や内容を理解いただき、更なる連携を推進していただくようお願いします。

また、各都道府県におかれては、管内市町村（指定都市及び中核市を除く。）、関係機関及び関係団体等に広く周知いただくよう、よろしくお願いします。

目次

- 別添 1 「生活困窮者自立支援法と生活保護制度の連携について」の一部改正について
- 別添 2 「生活困窮者自立支援制度とひとり親家庭等福祉対策及び児童福祉施策との連携について（通知）」の一部改正について
- 別添 3 「生活困窮者自立支援制度と介護保険制度との連携について（通知）」の一部改正について
- 別添 4 「生活困窮者自立支援制度と自殺対策施策との連携について」の一部改正について
- 別添 5 「生活困窮者自立支援制度とひきこもり地域支援センター等との連携について」の一部改正について
- 別添 6 「生活困窮者自立支援制度と地域福祉施策との連携について」の一部改正について
- 別添 7 生活困窮者自立支援制度における地方自治体と公共職業安定所との更なる連携強化について
- 別添 8 「生活困窮者自立支援制度と教育施策との連携について（通知）」の一部改正について
- 別添 9 生活困窮者自立支援制度における生活困窮者自立支援制度担当部局と税務担当部局との連携について
- 別添 10 「生活困窮者自立支援制度と居住支援協議会の連携について（通知）」の一部改正について
- 別添 11 「年金制度との連携及び国民年金保険料免除制度の周知について（通知）」の一部改正について
- 別添 12 「生活困窮者自立支援制度と国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度との連携について」の一部改正について
- 別添 13 「生活困窮者自立支援法の施行に伴う多重債務者対策担当分野との連携について（通知）」の一部改正について
- 別添 14 「生活困窮者自立支援法に基づく住居確保給付金の適正な支給及び生活困窮者自立支援制度からの暴力団員等と関係を有する事業者の排除について（通知）」の一部改正について

参考（改正後全文）

社援保発第0327第1号
社援地発第0327第1号
平成27年3月27日
一部改正
社援保発第1001第1号
社援地発第1001第1号
平成30年10月1日

都道府県
各 指定都市 生活困窮者自立支援制度主管部（局）長殿
中核市 生活保護制度主管部（局）長殿

厚生労働省社会・援護局保護課長
厚生労働省社会・援護局地域福祉課長
（公印省略）

生活困窮者自立支援制度と生活保護制度の連携について

生活困窮者等の一層の自立の促進を図るため、今般、生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成30年法律第44号。以下「改正法」という。）が平成30年6月8日に公布され、改正法による改正後の生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号。以下「法」という。）が、同年10月1日より順次施行される。

平成27年4月より施行された生活困窮者自立支援制度は、生活困窮者に対し、その就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立の状況など様々な状況、またはそれらが複合的となっている状況に応じて、自立相談支援事業を中核に、住居確保給付金の支給、就労準備支援事業や家計改善支援事業の実施等により包括的かつ早期的な支援を提供するものである。

生活保護法（昭和25年法律第144号）は、被保護者（現に保護を受けている者（生活保護法第6条第1項）をいう。）及び被保護者ではない要保護者（現に保護を受けているとしないにもかかわらず、保護を必要とする状態にある者（生活保護法第6条第2項）をいう。）が対象であり、法は、改正法による改正後の

法第3条第1項の規定にする生活困窮者（就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者）を対象としている（要保護者以外の生活困窮者。ただし、子どもの学習支援事業については、生活保護受給家庭の子どもも対象である）。

法の運用に当たっては、必要な者には確実に保護を実施するという生活保護制度の基本的な考え方にに基づき、生活保護が必要であると判断される場合には、福祉事務所と連携を図りながら適切に生活保護につなぐことが必要である。

一方、生活保護から脱却した者等が必要に応じて法に基づく事業を利用することも考えられるため、本人への切れ目のない、一体的な支援という観点も踏まえ、生活困窮者自立支援制度と生活保護制度とを連続的に機能させていくことが重要である。

こうした法と生活保護法の連携の考え方をより実効的なものとしていくために、改正法による改正後の法第23条の規定において、生活困窮者の相談窓口において、要保護となるおそれが高い者を把握した時は、生活保護制度に関する情報提供、助言等の措置を講ずることとともに、改正法による改正後の生活保護法第81条3項の規定において、被保護者が生活保護から脱却する際、生活困窮者に該当する場合は、保護の実施機関は、生活困窮者自立支援制度についての情報提供、助言等の措置を講ずる努力義務を設け、これまでの運用上の取扱について、法律上明確化を図ったところである。

また、この制度間の連携を強化する観点から、改正法による改正後の法第8条の規定において、福祉事務所設置自治体の生活保護制度の担当部局を含む福祉、就労、教育、税務、住宅その他の関係部局において、生活困窮者を把握したときは、生活困窮者本人に対して生活困窮者自立支援制度の利用の勧奨を行う努力義務を設けたところである。

については、上記を踏まえ、両制度における連携について下記のとおり通知するので、各自治体の関係部局におかれては、改正法による改正後の法及び生活保護法の内容も含め、法の趣旨や内容を理解いただき、更なる連携を推進していただくとともに、各都道府県におかれては、管内市町村（特別区を含む。）及び関係機関等に周知いただくよう、よろしく願いしたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定による技術的な助言であることを申し添える。

記

1 連携の基本的な考え方

これまで、自立相談支援事業を行う者（以下「自立相談支援機関」という。）は、福祉事務所と日常的に必要な情報交換等を行うなど緊密に連携し、

- ① 生活保護が必要であると判断される者は確実に福祉事務所につなぎ、
- ② 法の対象となり得る者については福祉事務所から自立相談支援機関に適切につなぐ

ことを基本として、運用上両制度の連携の推進を図ってきた。

今般、この両制度における連携の推進を実効的なものとするため、改正法により、改正後の法及び生活保護法において、上記①及び②の取扱いについて、法律上の明確化が図られた。

具体的には、上記①の取扱いについては、改正法による改正後の法第 23 条の規定により、要保護者となるおそれが高いと判断する段階で、生活保護制度に関する情報提供等を行うことを規定し、適時に本人が保護の開始の申請を行えるようにしたものである。

また、上記②の取扱いについては、改正法による改正後の生活保護法第 81 条 3 項の規定により、保護の実施機関において、被保護者が保護から脱却する際、生活困窮者に該当する場合には、生活困窮者自立支援制度についての情報提供等を講ずる措置を努力義務とし、生活困窮者自立支援制度との連続的な支援を機能させていくこととしたものである。

加えて、上記②の取扱いについては、改正法により、関係機関との連携強化の観点等から、改正後の法第 8 条の規定において、福祉事務所設置自治体が、生活困窮の端緒を把握した場合には、自立相談支援事業等の利用勧奨等を行うことを努力義務としたところであり、これにより、福祉事務所の窓口において、保護から脱却する際にかかわらず、生活困窮の端緒を把握した場合には、自立相談支援事業等の利用勧奨を行うこととしたものである。

2 自立相談支援事業等の利用勧奨

生活困窮者自立支援制度においては、平成 27 年 4 月の施行後、着実に支援の効果が現れてきている一方で、適切な支援を受けることができていない生活困窮者が依然として数多く存在するとの指摘がある。生活困窮者の中には、日々の生活に追われ、また、自尊感情の低下等により、自ら自立相談支援事業の相談窓口に相談をすることが困難な者も少なくない。

このため、支援を必要とする生活困窮者が相談に訪れるのを待つのではなく、その者に対し相談支援が届くようにするアウトリーチの観点が重要である。また、自ら支援を求めることが困難な者に対して支援を行うためには、自立相談支援機関の主導による把握のみならず、様々な関係機関が生活困窮の端緒とな

る事象を把握した場合には、自立相談支援機関の相談窓口確実につなげていくことが必要である。実際に、自立相談支援機関の相談窓口で生活困窮者をつなげた庁内関係機関が多い自治体ほど、自立相談支援事業における新規相談件数が多いとの調査結果もある。

これらを踏まえ、改正法による改正後の法第8条の規定により、福祉事務所設置自治体の福祉、就労、教育、税務、住宅その他の関係部局において、生活困窮者を把握したときは、生活困窮者本人に対して自立相談支援事業等の利用の勧奨等を行うことが努力義務とされたところである。

当該規定に基づき、福祉事務所が相談等の業務の遂行に当たって生活困窮者を把握したときは、生活困窮者本人に対して自立相談支援事業等の利用の勧奨を行うよう努めていただきたい。その際、以下の5から7までに定める連携の対象者や情報共有の方法等も参考にしながら、本人にとって切れ目のない、一体的な支援が行えるよう、両制度の連携の強化を図られたい。

3 連携の窓口

法と生活保護法に基づく事業の連携に当たっては、直営・委託いずれの場合においても、自立相談支援機関の相談支援員等の各支援員及び福祉事務所のケースワーカーが窓口となることが基本である。

なお、自立相談支援機関と福祉事務所との連携に先立ち、両者の間で、連携方法などについて事前に調整を行うことが重要である。

4 事業の実施方法

法と生活保護法に基づく事業について、同一の事業者が受託する場合、自立相談支援機関における支援の途中で生活保護受給に至った場合であっても、同一の支援員が引き続き対応することができ、一貫したより効果的な支援を行うことができると考えられる。

この場合、法に基づく事業に係る相談支援員等と生活保護法に基づく事業に係る就労支援員等とが兼務することも考えられるが、その費用については、自治体内の他の事業も参考に、勤務時間などに応じて按分する必要があることに留意する必要がある。

なお、異なる事業者が受託する場合においても、事業者間で相談支援に係るノウハウの共有や向上を図るなど、連携することが重要である。

5 連携の対象者

自立相談支援機関又は福祉事務所は相談者からの相談等を聞き取り、必要に応じて、相互に連携すること。

(1) 自立相談支援機関から福祉事務所につなぐ者は以下のような者が考えられる。

- ①要保護者となるおそれが高い者
- ②支援途中で要保護状態となった者

(例)

- ・会社の倒産、リストラなどにより要保護状態となった場合
- ・預貯金が残りがわずかであるところ、さらに疾病で失業したことにより要保護状態となった者
- ・住居確保給付金の支給期間中に就労できず支給期間の終了により要保護状態となった場合

(2) 福祉事務所から自立相談支援機関につなぐ者は以下のような者が考えられる。

- ①現に経済的に困窮し、要保護状態になるおそれのある者

(例)

- ・一定の収入・資産はあるものの、経済的に困窮しており、就労など様々な課題を抱えている場合

- ②保護の申請をしたが、要件を満たさずに却下となった者

- ③保護を脱却し引き続き自立相談支援機関の支援を希望する者又は支援が必要と考えられる者

(例)

- ・対人関係になお不安を有する場合、精神状態が不安定である場合
- ・過去に安定的な就労をしたにもかかわらず短期間で離職をしているような場合

なお、(1)(2)いずれの場合にも、両制度の仕組みについて十分な説明を行い、本人の希望や意思を確認した上で、適切な支援につなぐことが必要である。

6 情報共有する内容・方法等

(1) 共有する内容等

- ・相談段階での引き継ぎの場合は、相談段階で聞き取った内容を伝える。
- ・支援途中の引き継ぎ等の場合は、世帯の基本情報に加え、必要に応じて支援経過がわかる資料を添付する。
- ・本人に関する情報や関係資料等を共有する場合においては、本人の同意を得ることが必要である。

- ・自立相談支援機関における支援が必要な状況や生活保護の受給が必要であると見込まれる事情等について伝達する。また、支援に当たり必要な本人に関する特段の留意事項等があれば、併せて伝えることとする。

(2) 具体的な共有の方法

①自立相談支援機関から福祉事務所につなぐ場合

(イ) 相談者が要保護者となるおそれが高い場合

「自立相談支援事業の手引き」(平成 27 年 3 月 6 日厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知)の別紙「自立相談支援機関使用標準様式」(帳票類)の相談受付・申込票やアセスメントシートが作成されている場合には、当該様式等を送付する。

(ロ) 支援対象者が支援途中で要保護状態となった場合

アセスメントシートとともに、プラン兼事業等利用申込書など経過に応じた関係資料を送付する。

②福祉事務所から自立相談支援機関につなぐ場合

(イ) 現に経済的に困窮し、要保護状態になるおそれのある者又は

(ロ) 保護の申請をしたが、要件を満たさずに却下となった者

「生活保護法施行細則準則について」(平成 12 年 3 月 31 日社援第 871 号厚生省社会・援護局長通知)に定める面接記録票を送付する。

(ハ) 保護を脱却した者が自立相談支援機関の支援を希望する場合

- ・保護台帳(世帯の基礎情報)
 - ・決定調書(最低生活費と収入充当額等) ※直近 3 か月分を目安
 - ・ケース記録表(世帯状況や支援状況) ※直近 1 年分を目安
 - ・その他必要に応じ関係資料
- を送付する。

※ 被保護者が他の福祉事務所区域に転居する場合に、旧居住地の福祉事務所長から新居住地の福祉事務所長あてに送付される書類一式と同様の取扱い

※ 各自治体において定める個人情報保護条例に則った対応をすることとする。また、本人の意向を十分踏まえた対応を行うこととする。

(3) フォローアップ

法に基づく就労支援等を受けてきた者が、生活保護を受給するに至った場合であっても、例えば下記ア及びイのように、個々の状況や自治体における事業実施体制によっては、引き続き、一定期間、自立相談支援機関において

フォローアップを行うことが適切である場合もある。そのため、本人の意向を確認し、窓口となる自立相談支援機関の相談員等と福祉事務所のケースワーカーが世帯情報等を共有した上で、適切なフォローアップが可能となるよう、円滑な引き継ぎを行うことが重要である。

ア 法に基づく就労支援と生活保護法に基づく就労支援の委託先が異なる場合等で、同じ担当者が引き続き一定期間フォローアップを行うことが本人の状況等から判断して適切と考えられる場合

イ 支援の提供場所が遠隔地にあることなどから、引き続き一定期間フォローアップを行うことが必要な場合

また、生活保護法に基づく就労支援等を受けていた者が、就労により保護を脱却した場合も同様である。

7 同行支援等

自立相談支援機関から福祉事務所につなぐ場合において、必要に応じて、事前にケースワーカーが自立相談支援機関での相談に同席するとともに、特に、他者とのコミュニケーションが苦手な場合や特段の事情を抱えている場合などには、自立相談支援機関の相談支援員等が福祉事務所へ同行するなど、支援が円滑に継続されるよう、フォローを行うことが望ましい。

福祉事務所から自立相談支援機関につなぐ場合も、同様である。

8 両制度に基づく事業の実施

支援を必要とする生活困窮者、被保護者に対し、連続的な支援が可能となるよう、両制度に基づく事業等を併せて実施することが重要である。

参考（改正後全文）

雇児福発 0327 第 1 号
社援地発 0327 第 2 号
平成 27 年 3 月 27 日
一 部 改 正
子家発 1001 第 6 号
社援地発 1001 第 2 号
平成 30 年 10 月 1 日

都道府県
各 指定都市
中核市

民生主管部（局）長
生活困窮者自立支援制度主管部（局）長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長
厚生労働省社会・援護局地域福祉課長
（ 公 印 省 略 ）

生活困窮者自立支援制度とひとり親家庭等福祉対策及び児童福祉施策との
連携について

生活保護に至る前の段階にある生活困窮者に対する自立支援策を強化するため、平成 27 年 4 月より施行された生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号。以下「法」という。）について、生活困窮者等の一層の自立の促進を図るため、今般、生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 44 号。以下「改正法」という。）が平成 30 年 6 月 8 日に公布され、改正法による改正後の法が、同年 10 月 1 日より順次施行される。

生活困窮者自立支援制度は、生活困窮者に対し、その就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立の状況など様々な状況又はそれらの複合的な状況に応じて、自立相談支援事業を中核に、住居確保給付金の支給、就労準備支援事業や家計改善支援事業の実施などにより包括的かつ早期的な支援を提供するものであるが、生活困窮者に対する支援においては、法に基づく事業のみならず、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦（以下「ひとり親家庭等」という。）福祉対策や児童福祉施策を含む関係制度との連携が重要である。

この両施策との連携を強化する観点から、改正法による改正後の法第8条の規定において、福祉事務所設置自治体の福祉、就労、教育、税務、住宅その他の関係部局において、生活困窮者を把握したときは、生活困窮者本人に対して生活困窮者自立支援制度の利用の勧奨等を行うことが努力義務とされたところであり、市町村の民生主管部局についても、これらの関係部局に該当する。

については、上記を踏まえ、両施策との連携について下記のとおり通知するので、各自治体の関係主管部局におかれては、改正法による改正後の法の内容も含め、法の趣旨や内容を理解いただき、更なる連携を推進していただくとともに、各都道府県におかれては、管内市町村（指定都市及び中核市を除く。）及び関係機関等に周知いただくよう、よろしくお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定による技術的な助言であることを申し添える。

記

1 自立相談支援事業とひとり親家庭等福祉対策の連携

(1) 自立相談支援事業の支援員等と母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく母子・父子自立支援員の連携

自立相談支援事業の支援員等と福祉事務所又は子育て一般の相談窓口（以下「福祉事務所等」という。）に配置されている母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく母子・父子自立支援員は、それぞれの制度における相談・支援の中心的役割を担っていることから、各々の専門性を生かして相互に連携することが重要であり、連携に関する具体的な事項は以下のとおりである。

① 対象者

ア 自立相談支援事業を行う者（以下「自立相談支援機関」という。）から福祉事務所等につなぐ場合

一人で子育てと家計を担う負担が大きく、仕事と子育ての両立が困難である、養育費が確保できないなど、ひとり親家庭等であることによる特有の課題を抱えている者

イ 福祉事務所等から自立相談支援機関につなぐ場合

一般就労に向けた準備が整っていない、離職により住居を喪失又は喪失するおそれがある、家計に課題があるなど、複合的な課題を抱えている者

ウ 自立相談支援機関と福祉事務所等が連携して支援する場合

ひとり親家庭等であることによる特有の課題のみならず、複合的な課題を抱えている者

② 情報共有

ア 共有する内容の概要

自立相談支援機関における包括的な支援が必要な状況やひとり親家庭等の支援施策による支援が必要な事情等を共有する。また、支援途中でつなぐ場合は、必要に応じ、支援経過を共有する。また、本人に関する特段の留意事項等があれば、併せて共有する。

イ 具体的な内容

- ・ 自立相談支援機関から福祉事務所等につなぐ場合は、「自立相談支援事業の手引き」（平成 27 年 3 月 6 日厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知）の別紙「自立相談支援機関使用標準様式」（帳票類）の相談受付・申込票やアセスメントシートが作成されている場合には、当該様式等を送付する。
- ・ 福祉事務所等から自立相談支援機関につなぐ場合は、母子・父子自立支援員が使用するアセスメントシート等を送付する
- ・ 自立相談支援機関と福祉事務所等が連携して支援する場合は、「自立相談支援事業の手引き」第 2 章 9 に基づき、可能な限りアセスメントの段階から母子・父子自立支援員が関与することにより相談内容の共有を図る。また、手引き第 2 章 1 1. の支援調整会議には、母子・父子自立支援員も関係者として参画する。

上記いずれの場合にも、本人の同意が必要となるとともに、各自治体において定める個人情報保護条例に則った対応をすることとする。

③ 連携後のフォローについて

自立相談支援機関から福祉事務所等につなぐ場合は、自立相談支援機関の相談支援員等が福祉事務所等へ同行するなど、支援が円滑に継続されるよう、フォローを行うこととする。福祉事務所等から自立相談支援機関につないだ場合も母子・父子自立支援員が同様に相談者のフォローを行うこととする。

(2) 学習支援事業の連携

生活困窮者自立支援制度及びひとり親家庭等の支援施策における子どもの学習支援事業については、ともに施策の拡充が図られているところである。

生活困窮者自立支援制度の子どもの学習支援事業は、貧困の連鎖を防止するため、生活困窮世帯等の子どもに対する学習支援を推進することを目的として、地域の実情に応じた実施方法により、居場所の提供（生活習慣・育成環境の改善、社会性の育成）や学習支援（進路相談、中退防止）、親への養育支援を行うものである。一方、ひとり親家庭等の支援施策における子どもの学習支援事業は、大学生等の学習支援ボランティアの派遣等により、ひとり親家庭の子どもが抱える特有の不安やストレスに配慮しつつ、基本的な生活習慣の習得支援、学習支援や食事の提供等を行い、

ひとり親家庭の子どもの生活の向上を図るものである。

両方の事業の目的や趣旨の理解を深めるとともに、相互の担当部局で連携・調整の上、個々の子どもの状況に応じた学習支援を提供することで、幅広い対象者に支援が届くよう、地域の実情に応じて、効果的・効率的に事業を展開していただきたい。

2 自立相談支援事業と児童養護施設等の連携

児童養護施設等においては、各施設の業務として退所者への相談支援が位置づけられており、児童指導員等の職員が施設入所中からの自立支援や退所後の相談支援などのアフターケアを実施している。

しかし、施設退所後の子どもたちは、自らの進路を定め、自立していくことが求められており、地域の中でこうした子どもたちの自立に向けた取組をしっかりと支援することが必要である。

このため、施設によるアフターケアと併せて、自立相談支援機関による支援につなげることにより、地域全体でこうした子どもたちの、生活支援や進学支援、就労支援などの施策を適切に組み合わせ、包括的に支援していく枠組みづくりを行うことが必要である。

(1) 施設から自立相談支援事業へつなぐ場合

生活が不安定で継続的な養育が必要な子どもたちについては、20歳に達するまでの間、引き続き措置が行える措置延長制度を積極的に活用する必要がある。児童等を措置解除する時点でその後の自立の見込みが立っていない場合には、本人の意向も踏まえ、児童相談所及び施設が連携して自立相談支援機関に適切につなぐことが考えられる。

① 共有内容

個人の状況、相談内容、課題等及び自立相談支援事業における支援が必要な理由について、相談票や台帳等を活用して共有する。

② 連携後のフォロー

施設から自立相談支援機関につなぐ場合は、施設の職員等が自立相談支援機関へ同行するなど、支援が円滑に継続されるよう、フォローを行うこととする。

必要に応じ、施設職員が自立相談支援事業におけるアセスメントに参加し、情報共有を図るとともに、支援調整会議に参画することも有効である。

(2) 情報提供

退所者には、退所後の相談場所として、当該施設のほか、各自治体の自立相談支援機関があることを退所時に情報提供し、支援が必要な者が確実に支援を受けられるようにする。

併せて、施設から退所後の居住地にある自立相談支援機関に対し、本人の同意を

得て、必要な範囲で退所者に関する情報を共有する。

(3) 退所前からの施設及び子どもとの関係構築

自立相談支援機関は、地域づくりを行う中で、施設についても、どのような子どもがいるのか、退所間近だが自立の見込みが立っていない等の問題がないかなどを把握し、退所後の円滑な支援につなげる必要があるため、日頃より施設を訪問し、入所者と接するとともに、職員と必要な情報交換を行うなど、施設との関係を構築するよう努める。

(4) 学習支援

生活困窮者自立支援制度及び児童養護施設入所児童等における学習支援の充実とともに施策の拡充が図られている。児童養護施設の子どもたちの中には生活困窮世帯の子どもに含まれる者もいるが、個々の子どもの状況に応じた学習支援を提供することで、幅広い対象者に支援が届くよう、地域の実情に応じ、各担当部局が連携して効果的・効率的に事業を展開していただきたい。

3 児童虐待防止対策に係る対応

家庭が経済的な問題を抱えていることは児童虐待発生リスク要因の一つとされていることから、自立相談支援機関が、相談支援活動を通じて、児童虐待の端緒（保護者に監護させることが不相当であると認められる子ども等）を把握した場合には、児童相談所や市町村の児童虐待対応の担当部署等へ速やかに連絡していただきたい。

また、児童相談所や市町村の児童虐待対応の担当部署等が児童虐待に係る調査や相談の中で、経済的困窮状態を把握した場合には、自立相談支援機関へ連絡することとされているので、連携して相談に応じていただきたい。

4 自立相談支援事業等の利用勧奨

生活困窮者自立支援制度においては、平成 27 年 4 月の施行後、着実に支援の効果が現れてきている一方で、適切な支援を受けることができていない生活困窮者が依然として数多く存在するとの指摘がある。また、生活困窮者の中には、日々の生活に追われ、また、自尊感情の低下等により、自ら自立相談支援機関の相談窓口相談をすることが困難な者も少なくない。

このため、支援を必要とする生活困窮者が相談を訪れるのを待つのではなく、その者に対し相談支援が届くようにするアウトリーチの観点が必要である。また、自ら支援を求めることが難しい者に対して支援を行うためには、自立相談支援機関の主導による把握のみならず、様々な関係機関が生活困窮の端緒となる事象を把握した場合には、自立相談支援機関の相談窓口と確実につなげていくことが必要である。実際に、施行後の状況の中でも、自立相談支援事業につながった庁内関係機関が多

い自治体ほど、自立相談支援事業における新規相談件数が多いとの調査結果もある。

これらを踏まえ、改正法による改正後の法第8条の規定により、福祉事務所設置自治体の福祉、就労、教育、税務、住宅その他の関係部局において、生活困窮者を把握したときは、生活困窮者本人に対して自立相談支援事業等の利用の勧奨等を行うことが努力義務とされたものである。

この規定を踏まえ、民生主管部局には、経済的に困窮しているだけでなく、複合的な課題を抱えた者が訪れることもあると考えられるため、生活困窮者が相談に来た場合など業務の遂行に当たって生活困窮者を把握したときは、生活困窮者本人に対して自立相談支援事業等の利用の勧奨を行うよう努めていただきたい。

参考（改正後全文）

社援地発 0327 第 4 号
老振発 0327 第 5 号
平成 27 年 3 月 27 日
一 部 改 正
社援地発 1001 第 3 号
老振発 1001 第 3 号
平成 30 年 10 月 1 日

都道府県
各 指定都市
中核市

生活困窮者自立支援制度主管部（局）長
高齢者保健福祉・介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局地域福祉課長
厚生労働省老健局振興課長
（ 公 印 省 略 ）

生活困窮者自立支援制度と高齢者向けの施策との連携について

生活保護に至る前の段階にある生活困窮者に対する自立支援策を強化するため、平成 27 年 4 月より施行された生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号。以下「法」という。）について、生活困窮者等の一層の自立の促進を図るため、今般、生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 44 号。以下「改正法」という。）が平成 30 年 6 月 8 日に公布され、改正法による改正後の法が、同年 10 月 1 日より順次施行される。

生活困窮者自立支援制度は、生活困窮者に対し、その就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立の状況など様々な状況、またはそれらが複合的となっている状況に応じて、自立相談支援事業を中核に、住居確保給付金の支給、就労準備支援事業や家計改善支援事業などにより包括的かつ早期的な支援を提供するものである。

一方、介護保険制度をはじめとする高齢者が自立した日常生活を営むことができるよう支援するための施策（以下「高齢者向けの施策」という。）に関しては、高齢者が重度な要介護状態になっても、できる限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、介護・医療・介護予防・住まい・生活支援が包括的に

提供される「地域包括ケアシステム」を構築することとしており、市町村を中心とした取組を進めるため、生活支援の体制整備に向け、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置や協議体の設置等が行われている。

生活困窮者や高齢者等の支援を要する者に対して地域で包括的な支援を行うためには、生活困窮者自立支援のための施策と高齢者向けの施策が連携し、取組を進めることが重要である。このため、これまでそれぞれの施策の「連携の基本的な考え方」を示した上で、「庁内連携体制の構築」や「地域包括支援センター等との連携」等を示すことにより、両施策の連携の推進を図ってきた。

この両施策の連携を強化する観点から、改正法による改正後の法第8条の規定において、福祉事務所設置自治体の福祉、就労、教育、税務、住宅その他の関係部局において、生活困窮者を把握したときは、生活困窮者本人に対して生活困窮者自立支援制度の利用の勧奨を行うことが努力義務とされたところであり、市町村の介護保険担当部局や高齢者保健福祉担当部局についても、これらの関係部局に該当する。

については、上記を踏まえ、両施策における連携について下記のとおり通知するので、各自治体の関係主管部局におかれては、改正法による改正後の法の内容も含め、法の趣旨や内容を理解いただき、更なる連携を推進していただくとともに、各都道府県におかれては、管内市町村（指定都市及び中核市を除く。）及び関係機関等に周知いただくよう、よろしくお願いしたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定による技術的な助言であることを申し添える。

記

1 連携の基本的な考え方

要介護状態や要支援状態にある高齢者等は介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく保険給付や地域支援事業その他の様々な高齢者向けの施策を利用し、一方、経済的に困窮している者の支援については、生活困窮者自立支援制度を利用することにより、本人の自立に向けた支援を行うことが基本と考えられる。

生活困窮者自立支援制度においては、介護保険制度の要介護、要支援に該当しない者について支援が可能となる場合があると同時に、アウトリーチを含めた対象者の早期発見に取り組むこととしているため、地域包括支援センター等の関係機関とも連携しながら、支援を要する高齢者を発見し介護保険制度を含む高齢者向けの施策につなぐことが可能になると考えられる。

なお、生活困窮者自立支援制度は稼働年齢層の利用が中心となるが、生活困窮者のうち介護保険制度等の利用が適当な者について、介護保険制度等の利用に向けた調整など高齢者向けの施策を利用するに当たっての支援を行うこと、

高齢者が生活困窮者自立支援制度に基づく就労支援、就労準備支援及び家計改善支援等の高齢者向けの施策にはない事業を利用するに当たっての調整等を行うことが考えられる。

また、高齢者向けの施策の対象となっている高齢者の居宅において、稼働年齢層で就労せず引きこもっているといった事例もみられ、こうした世帯において、両施策が機能することで、世帯全体への包括的な支援が可能となる。

さらに、このような個人に対する支援での連携という側面だけでなく、支援を必要とする者が地域で自分らしく暮らしていけるような地域づくりを進めるという側面からも両施策が連携することは極めて重要である。

2 庁内連携体制の構築

地域包括ケアシステム構築を進めるためには、介護保険担当部局や高齢者保健福祉担当部局だけでなく、首長を中心として、企画部門や財政部門なども含め、全庁的に取組を行うことが望ましいところ。

特に、生活困窮者の早期発見や包括的な支援を行うという観点では、庁内連携体制の構築が必要不可欠であり、介護保険担当部局や高齢者保健福祉担当部局との連携も重要である。

具体的には、双方の担当者がそれぞれの担当する施策の意義や内容を適切に理解するとともに、それぞれの専門性に応じて具体的な役割分担を定めるなど、実際に機能する連携体制の構築に向けた取組を行うことが望ましい。

連携体制を構築するに際しては、例えば、まず、本通知に添付の各種資料や関連ホームページに掲載されている資料を活用して、学習会を両部局で行い、関係者間で知識の共有を図る等の取組が考えられる。

3 自立相談支援事業等の利用勧奨

生活困窮者自立支援制度においては、平成27年4月の施行後、着実に支援の効果が現れてきている一方で、適切な支援を受けることができていない生活困窮者が依然として数多く存在するとの指摘がある。また、生活困窮者の中には、日々の生活に追われ、また、自尊感情の低下等により、自ら自立相談支援事業の相談窓口相談をすることが困難な者も少なくない。

このため、支援を必要とする生活困窮者が相談を訪れるのを待つのではなく、その者に対し相談支援が届くようにするアウトリーチの観点が必要である。また、自ら支援を求めることが難しい者に対して支援を行うためには、自立相談支援事業の主導による把握のみならず、様々な関係機関が生活困窮の端緒となる事象を把握した場合には、自立相談支援事業の相談窓口確実につなげていくことが必要である。実際に、施行後の状況の中でも、自立相談支援事業につながった庁内関係機関が多い自治体ほど、自立相談支援事業における新規相談件数が多いとの調査結果もある。

また、介護保険制度では、地域包括支援センターが、介護保険法第115条の45第2項第1号に定める総合相談支援業務として、地域における関係者とのネットワークを構築するとともに、高齢者の生活の実態等を把握し、相談を受け、地域における適切な機関や制度の利用につなげる等の支援を行うこととされているところである。

これらを踏まえ、改正法による改正後の法第8条の規定により、福祉事務所設置自治体の福祉、就労、教育、税務、住宅その他の関係部局において、生活困窮者を把握したときは、生活困窮者本人に対して自立相談支援事業等の利用の勧奨を行うことが努力義務とされたものである。

この規定を踏まえ、介護保険担当部局や高齢者保健福祉担当部局には、高齢者向けの施策の利用が経済的に困難な者等、経済的に困窮している者が訪れることもあると考えられるため、生活困窮者が相談に来た場合など業務の遂行に当たって生活困窮者を把握したときは、生活困窮者本人に対して自立相談支援事業等の利用の勧奨を行うよう努めていただきたい。

4 地域包括支援センター等との連携

生活困窮者自立支援制度の取組を通じて、「支える、支えられる」という一方的な関係ではなく、「相互に支え合う」地域づくりを進めることは、地域包括ケアシステムの構築にも資するものであり、高齢者が地域で安心して生活できることにつながるものである。

このようなことを念頭に、庁内に限らず、自立相談支援事業を行う者（以下「自立相談支援機関」という。）と地域包括支援センターなどの関係機関との連携体制の構築も重要である。

また、相談支援のノウハウを持つ地域包括支援センターを運営する法人が、当該センター機能を活用しながら自立相談支援事業を受託することも考えられる。

5 地域ネットワークの整備等に係る連携

生活困窮者自立支援制度では、地域づくりも制度の目指す目標の一つとしており、介護保険制度における生活支援の充実も地域づくりの推進等の観点から実施される。このことから、下記①及び②のとおり、両制度が必要に応じ連携することにより、地域における生活困窮者や高齢者等を取りまく問題、課題等を明確にしつつ、効果的・効率的に事業を行うことが可能となる。

なお、地域包括ケアシステムの構築に取り組んでいく中、各地域において支援のネットワークの整備が進んでいる場合もあると考えられ、生活困窮者自立支援制度においても当該ネットワークを活用することが効果的である。

① 支援調整会議や支援会議等と協議体の連携

地域の関係機関が参集し地域づくり等を検討する場として、生活困窮者自立支援制度においては支援調整会議等のほか、改正法による改正後の法第9条第1項の規定における福祉事務所設置自治体が組織できることとした支援会議（平成30年10月1日施行）があるが、例えば、小規模な自治体では介護保険制度における協議体等との間で構成員の重複等も考えられるところ。

このため、地域の実情に応じ、各々が別々に会議を設置・開催するのではなく、分科会形式の設置・開催とすることや、共同設置・開催とするといった方法により会議を効率的に開催することが考えられる。

なお、会議を連携して実施する場合においても、生活困窮者自立支援制度は、複合的な課題を抱える生活困窮者がいわゆる制度の狭間に陥らないよう、できる限り幅広く対応することを目的としているものであることから、自立相談支援機関が会議の中で中核的な役割を果たすことも考えられる。

② 自立相談支援事業の相談支援員等と生活支援コーディネーターの連携

生活困窮者自立支援制度においては、生活困窮者の支援に関する様々なネットワークづくりや社会資源の開発を行う自立相談支援事業の相談支援員、主任相談支援員が配置され、介護保険制度においては、生活支援サービスの提供体制の構築に向けた社会資源の開発等を行う生活支援コーディネーターが配置されている。

地域の実情等を踏まえ、自立相談支援員と生活支援コーディネーターが情報交換の場を持つなど、これらの者が連携して支援に取り組むことが求められる。さらに、必要に応じて両者が兼務することも可能とすることで、総合的な事業展開が可能となる。

なお、両者が兼務する場合においては、補助金等の適正な執行という観点から、例えば、各業務に従事する時間数等で按分するなどの必要があることに留意すること。

6 生活支援体制整備事業との連携

高齢期の自発的な就労ニーズや社会参加意識が高いことを踏まえ、高齢期の生活困窮者に対して、就労の場の開拓、意欲と能力の活用を積極的に進めていくことが求められていることから、生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成30年厚生労働省令第117号）により生活困窮者自立支援法施行規則（平成27年厚生労働省令第16号）を改正し、就労準備支援事業の対象者要件の一つである年齢要件（65歳未満）を撤廃し、高齢期の生活困窮者の就労支援を強化することとしている。

また、地域包括ケアシステムの構築に向けて、生活支援・介護予防につい

て、住民が主体的に参加し、自ら担い手となっていくような地域づくりが求められている中で、介護保険制度の生活支援コーディネーターの配置等により、多様な主体による生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築支援が進められている。

これらも踏まえ、自立相談支援事業の相談支援員及び就労準備支援事業の支援員等は、生活支援コーディネーター等と連携し、介護予防・日常生活支援総合事業のサービス拡充の展開等と結びつけていくことを通じて、健康面ややりがいにも配慮した地域での就労やボランティア等も視野に入れた活躍の場の創出に結びつけていくことも求められる。

参考（改正後全文）

参自発 0 7 1 4 第 1 号
社援地発 0 7 1 4 第 3 号
平成 28 年 7 月 14 日
一 部 改 正
参自発 1 0 0 1 第 1 号
社援地発 1 0 0 1 第 4 号
平成 30 年 10 月 1 日

都道府県
各 指定都市
中核市

自殺対策主管部（局）長
生活困窮者自立支援制度主管部（局）長 殿

厚生労働省大臣官房参事官（自殺対策担当）
厚生労働省社会・援護局地域福祉課長
（ 公 印 省 略 ）

生活困窮者自立支援制度と自殺対策施策との連携について

生活保護に至る前の段階にある生活困窮者に対する自立支援策を強化するため、平成 27 年 4 月より施行された生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号。以下「法」という。）について、生活困窮者等の一層の自立の促進を図るため、生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 44 号。以下「改正法」という。）が平成 30 年 6 月 8 日に公布され、改正法による改正後の法が、同年 10 月 1 日より順次施行される。

生活困窮者自立支援制度は、生活困窮者に対し、その就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立の状況など様々な状況又はそれらの複合的な状況に応じて、自立相談支援事業を中核に、住居確保給付金の支給、就労準備支援事業や家計改善支援事業の実施などにより包括的かつ早期的な支援を提供するものである。そして生活困窮者に対する包括的な支援を行うためには、これらの法に基づく事業のみならず、関係制度との連携が重要であり、支援の実践においても、関係制度との連携が図られている

自治体ほど効果的な支援が行われているとの調査結果が出ている。これらを踏まえ、関係部局の連携を強化する観点から、改正法による改正後の法第8条の規定において、福祉事務所設置自治体の福祉、就労、教育、税務、住宅その他の関係部局において、生活困窮者を把握したときは、生活困窮者本人に対して生活困窮者自立支援制度の利用の勧奨等を行うことが努力義務とされており、自殺対策主管部局も福祉関係部局に該当するものとして想定している。

一方、自殺対策については、「自殺対策基本法の一部を改正する法律の公布について（通知）」（平成28年3月31日付け府政共生第438号）により各都道府県知事及び政令指定都市市長あて通知したとおり、平成28年4月に自殺対策基本法（平成18年法律第85号）が改正され、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない旨が基本理念として明示されたほか、都道府県及び市町村に対し、自殺対策についての計画を策定することが義務づけられた。

自殺は、倒産、失業、多重債務等の経済・生活問題、病気の悩み等の健康問題、人間関係の問題のほか、地域・職場のあり方の変化など様々な要因とその人の性格傾向、家族の状況、死生観などが複雑に関係しており、自殺を防ぐためには、精神保健の視点だけでなく本人の経済・生活面や人間関係等に係る視点を含めた包括的な生きる支援を展開することが重要である。このような包括的な取組を実施するためには、様々な分野の支援者や組織が密接に連携する必要がある。

平成29年の自殺者21,321人のうち、経済・生活が原因・動機としてあげられた者は3,464人に及ぶ。自殺の危険性が高い者は、既に生活困窮状態にあることもあれば、将来的に生活困窮に至る可能性のある者もいると考えられる。逆に、生活困窮状態にある又は生活困窮に至る可能性のある者が、生活困窮状態を理由に、または生活困窮状態と他の要因が絡み合い、自殺に追い込まれることもあると考えられる。

したがって、法に基づく支援と自殺対策が、対象者本人の状態や意向と各々の専門性に応じて、しっかりと連携することが重要である。

今般、両施策間の連携について下記のとおり通知するので、各自治体の関係主管部局におかれては、その趣旨や内容を理解いただき積極的に連携を進めていただくとともに、各都道府県におかれては、管内市町村（指定都市及び中核市を除く。）及び関係機関等に周知いただくよう、よろしくお願いしたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定による技術的な助言であることを申し添える。

記

1 生活困窮者自立支援制度主管部局及び自立相談支援機関における基本認識

(1) 自殺の危険性が高い者に対する支援についての基本的な考え方

自殺は、人が自ら命を絶つ瞬間的な行為としてだけでなく、人が命を絶たざるを得ない状況に追い込まれるプロセスとして捉える必要がある。自殺に至る心理としては、様々な悩みが原因で心理的に追い詰められ、自殺以外の選択肢が考えられない状態に陥ったり、社会とのつながりの減少や生きていても役に立たないという役割喪失感から、また、与えられた役割の大きさに対する過剰な負担感から、危機的な状態にまで追い込まれてしまう過程と見ることができるからである。

自殺行動に至った人の直前のこころの健康状態を見ると、大多数は、様々な悩みにより心理的に追い詰められた結果、うつ病、アルコール依存症等の精神疾患を発症しており、これらの精神疾患の影響により正常な判断を行うことができない状態となっていることが明らかになっている。このように、個人の自由な意思や選択の結果ではなく、「自殺は、その多くが追い込まれた末の死」ということができる。

このような追い込まれた状態にあり自殺の危険性が高いと考えられる者が、自立相談支援機関（自立相談支援事業を実施する者。生活困窮者自立支援制度主管部局が直営で実施する場合と民間事業者に委託して実施する場合がある。なお、自立相談支援事業は、全ての福祉事務所設置自治体が実施主体となり実施されている。（福祉事務所を設置していない町村に関しては都道府県が実施主体となる。))に相談した場合、自立相談支援機関は、保健所や精神保健福祉センター、自殺対策主管部局、精神保健担当部局等が運営するこころの健康相談窓口や、必要に応じて精神科医療機関等に早期につなぐ必要がある。このため、自立相談支援機関は、自殺の危険性を示すサインについての解説資料である「ゲートキーパー養成研修用 DVD」（以下 URL）を積極的に活用すること等により、自殺の危険を示すサインやその対応方法、支援が受けられる外部の保健・医療機関の連絡先等の基礎知識を習得しておくことが重要である。

（「ゲートキーパー養成研修用 DVD」 URL(YouTube)）

<https://www.youtube.com/playlist?list=PLMG33RKISnWiI0JFBle6i4eyYatP33rq0>

(2) 自殺の危険性の高い者への具体的な対応方法

うつ病を診断する目安としては、「眠れない」、「食欲がない」、「一日中気分が落ち込んでいる」、「何をしても楽しくない」といったことが2週間以上ずっと

続く、というものがある。一つ一つの症状は誰もが感じるような気分であるが、一日中ほぼ絶え間なく感じられ、長期間続くようであれば、うつ病のサインである可能性があるため、相談等を通じてこれらのサインに気付いた際は、精神科医療機関等での受診を促す等して、専門医の相談につなげていくことが大切である。本人を精神科医療機関につなぐ際に、本人がその必要性を理解しないために受診拒否をする場合がある。このような場合、「病気かもしれないから」と受診を勧めても本人には必要性は分からないが、「心の問題が体に関係することもあるので、専門家のカウンセリングを受けてみましょう」と本人が苦しんでいることに焦点をあてて受診を促すことで、受診への抵抗感を減じさせる可能性もある。

精神科医療機関を含め、他の相談機関等を紹介する場合には、当該機関に確実につながることができるように、相談者の同意を得た上で可能な限り連携先に直接連絡を取り、相談の場所、日時等を具体的に設定して相談者に伝えることが望ましい。また、連携先への地図やパンフレットを渡したり、アクセス（交通手段、経費等）等の情報を提供するなどの支援を行うことも効果的と考えられる。

2 生活困窮者自立支援制度主管部局及び自立相談支援機関と自殺対策主管部局等との連携

(1) 連携に当たっての基本的考え方

現在、各地方公共団体の自殺対策主管部局、保健所及び精神保健福祉センター等（以下「自殺対策主管部局等」という。）を中心として、電話相談、来所相談、心の健康等の健康要因と生活面の相談を併せて行う総合支援相談会の実施、相談員等自殺対策に係る人材の養成、普及啓発等の自殺対策事業が展開されている。

生活困窮者や自殺の危険性が高い者を早期に発見し、早期に支援につなげるに当たっては、生活困窮者自立支援制度主管部局及び自殺対策主管部局がそれぞれ有する関係機関とのネットワークを活用することが効果的である。このため、両機関が日頃から関係を持ち、それぞれのネットワークに相互に参画することなどに努めるようお願いしたい。

なお、自殺対策に関しては、地方公共団体ごとに実施体制は様々であるが、多くの都道府県・政令指定都市において庁内連絡会議等の庁内横断的な推進体制や 庁外の関係者との連携を図るための連絡協議会が設置されていることから、連携に当たってはこのような既存の会議体を活用することが考えられる。また、福祉事務所設置自治体ごとに設置されている生活困窮者自立支援制度所管部局や自立相談支援機関が、都道府県の自殺対策所管部局や都道府県の設置する自殺予防に関する相談窓口と両者の連携体制を構築する場合は、都道府県の生活困窮者自立支援制度主

管部局が適宜間に入って調整を行う等工夫して実施するようお願いしたい。

(2) 具体的な連携のあり方

(1) のとおり、様々な自殺対策事業が展開されている中、生活困窮者自立支援との連携に当たっては以下の機関間における連携が考えられる。

- ①自立相談支援機関と、自殺予防に関する相談窓口との連携（自殺予防に関する相談窓口が持つ専門的なノウハウを生かした、一人ひとりの相談者、支援ケースレベルでの連携）
- ②生活困窮者自立支援制度所管部局・自立相談支援機関と地域自殺対策推進センターとの連携（当該センターが専門的な知見を持つ広域の機関であることを生かした、関係機関ネットワークづくりや技術的助言・研修の実施等）
- ③地域自殺対策推進センターが設置されていない自治体においては、生活困窮者自立支援制度所管部局・自立相談支援機関と自殺対策主管部局との連携（関係機関ネットワークづくりや研修の実施等）

①から③までの機関間における具体的な連携のあり方については、以下のとおりである。

① 自立相談支援機関と自殺予防に関する相談窓口との連携

自殺予防に関する相談窓口は、各地方公共団体の実情に応じ、例えば、「こころの健康相談窓口」といった名称で、保健所や精神保健福祉センター、自殺対策主管部局、精神保健担当部局等において設置・運営されている。自殺予防に関する相談窓口及び自立相談支援機関が把握した生活困窮者・自殺の危険性の高い者を適切に両者の支援につないでいくことが重要であることから、具体的には以下の取組により連携を図るようお願いしたい。なお、以下の取組に当たっては、小規模な地方公共団体では自殺予防に関する相談窓口が設置されていない場合は、当該自治体の自立相談支援機関と当該地方公共団体が属する都道府県の設置する窓口とが連携を図るようお願いしたい。特に、精神保健に関する問題から自殺の危険性が高いと考えられる場合には、当該地方公共団体の精神保健担当部局又は精神保健を担当する保健師と連携を図るようお願いしたい。

- ・自殺予防に関する相談窓口への相談者のうち、複合的な課題を抱えた生活困窮者（世帯全体でみてそのような状況にある事案を含む）について、本人の意向を踏まえつつ、当該窓口から自立相談支援機関につなぐこと（自立相談支援機関につないだ後の対応については以下の（ウ）を参照）。生活困窮者を把握したときは、3で後述する内容を参照の上、改正法による改正後の法第8条の規定に基づき、

自立相談支援事業等の利用の勧奨を行うよう留意すること。

- ・自立相談支援機関で把握した生活困窮者のうち自殺の危険性の高い者については、自殺予防に関する相談窓口と連携し、早期に適切な支援を行うこと。（例えば、うつ病等の精神疾患を抱えている可能性がある場合には、迅速に精神科医療機関にかかるように支援を行う等。）また、その際、以下の（ア）から（ウ）までの取組を行われたい。

（ア）早期の段階から自殺予防に関する相談窓口と連携し、アセスメントを共に実施することで、スクリーニングの判断を適切に行うこと。

（イ）スクリーニングにおいてプラン作成による継続的支援をしないと判断する場合は、本人の意向を踏まえつつ、自立相談支援機関から自殺予防に関する相談窓口につなぐこと。

（ウ）スクリーニングにおいてプラン作成により継続的に支援していくと判断する場合は、必要に応じて自殺予防に関する相談窓口と連携して支援していくことをプラン内容に盛り込み、支援調整会議に自殺予防に関する相談窓口の担当者が参加する等、必要な連携を図ること。

なお、両者がともに支援する場合は、本人の意向も踏まえ、両者において支援方針の摺り合わせを十分に行った上で、例えば、経済的困窮に対応するための支援は自立相談支援機関が担い、日常における見守りや傾聴等の支援は自殺予防に関する相談窓口が担うなど、適切な役割分担を図りつつ、その自立に向け、十分に連携して必要な支援を行うこと、また、プランの評価を行う際には当該窓口の相談員も出席し、適切に終結・再プラン・中断の判断を行うことをお願いしたい。

② 生活困窮者自立支援制度主管部局・自立相談支援機関と地域自殺対策推進センターとの連携

地域自殺対策推進センター（以下「センター」という。）は、都道府県及び政令指定都市において、保健・福祉・医療・労働・教育・警察等関係機関と連携を図りながら、市町村等に対し適切な助言や情報提供等を行うとともに、地域における自殺対策関係者等に対し研修等を行うことを目的に設置されるものであり、現在、47都道府県及び17政令指定都市において運営されている。

センターにおいては、

- ・管内の関係機関（自殺対策主管部局等のほか、自殺対策を行う民間事業者や警察、消防等も含む）の連絡調整、ネットワークの強化
- ・市町村及び民間団体が行う自殺対策事業に対する相談支援、技術的助言
- ・関係機関において、自殺を考えている者の支援に携わる者等に対する適切な支援

方法等に関する研修

・地域における自殺の実態把握（原因・動機別内訳の傾向分析を含む）等を行うこととしている。

こうしたセンターの機能を踏まえ、生活困窮者自立支援制度主管部局・センターの間では、両者が持つ関係機関ネットワークへの相互の参画や、両者が実施する研修を相互に参加・活用する等により、お互いの支援内容について理解を深め、①の連携の基盤づくりを行うようお願いしたい。

また、自立相談支援機関においては、自殺の危険性の高い者からの相談事例のうち、自立相談支援機関のみでの対応が困難なものについての支援方法等について、技術的助言を求めることが考えられる。

③ 生活困窮者自立支援制度主管部局・自立相談支援機関と自殺対策主管部局との連携

地方公共団体の自殺対策主管部局においては、②のセンターは設置していない場合であっても、研修等の人材養成や自殺予防のための連携体制構築などを行う自殺対策事業を、当該地方公共団体の実情に応じて実施している場合がある。

このような場合、当該地方公共団体においては、②において生活困窮者自立支援制度所管部局・自立相談支援機関とセンターとの間で想定する連携について、当該地方公共団体の自殺対策主管部局との間で連携を図ること。なお、管轄するセンターがない地方公共団体のうち、小規模な地方公共団体では自殺対策事業を実施していないこともあるが、この場合は当該自治体の自立相談支援機関と当該自治体が属する都道府県の自殺対策所管部局とが連携を図るようお願いしたい。

(3) 留意事項

(2)に掲げたとおり相談者をつなぐ場合や、ともに支援する場合は、相談の時点で聞き取った相談者の状況や希望、必要と考えられる支援の内容等の個人情報の第三者提供に当たって本人に同意を得ることが基本となる。なお、各地方公共団体において定める個人情報保護条例に則った対応が必要であることに留意するようお願いしたい。

3 自立相談支援事業等の利用勧奨

生活困窮者自立支援制度においては、平成27年4月の施行後、着実に支援の効果が現れてきている一方で、適切な支援を受けることができていない生活困窮者が依然として数多く存在するとの指摘がある。生活困窮者の中には、日々の生活に追

われ、また、自尊感情の低下等により、自ら自立相談支援機関の相談窓口相談をすることが困難な者も少なくない。

このため、支援を必要とする生活困窮者が相談を訪れるのを待つのではなく、その者に対し相談支援が届くようにするアウトリーチの観点が重要である。また、自ら支援を求めることが困難な者に対して支援を行うためには、自立相談支援機関の主導による把握のみならず、様々な関係機関が生活困窮の端緒となる事象を把握した場合に、自立相談支援機関の相談窓口で確実につなげていくことが必要である。実際に、施行後の状況の中でも、自立相談支援事業につながった庁内関係機関が多い自治体ほど、自立相談支援事業における新規相談件数が多いとの調査結果もある。

これらを踏まえ、改正法による改正後の法第8条の規定により、福祉事務所設置自治体の福祉、就労、教育、税務、住宅その他の関係部局において、生活困窮者を把握したときは、生活困窮者本人に対して自立相談支援事業等の利用の勧奨等を行うことが努力義務とされたところである。

これまでも、自殺対策主管部局におかれては、上記2の(2)の①において、「自殺予防に関する相談窓口への相談者のうち、複合的な課題を抱えた生活困窮者について、本人の意向を踏まえつつ、当該窓口から自立相談支援機関につなぐこと」に取り組んでいただいているところであるが、上記努力義務の規定が設けられたことを踏まえ、その徹底を図る観点から、業務の遂行に当たって生活困窮者を把握したときは、生活困窮者本人に対して自立相談支援事業等の利用の勧奨を行うよう努めていただきたい。

参考（改正後全文）

社援地発 0630 第 1 号
平成 28 年 6 月 30 日
一 部 改 正
社援地発 1001 第 5 号
平成 30 年 10 月 1 日

都道府県
各 指定都市
中 核 市

民生主管部（局）長殿
生活困窮者自立支援制度主管部（局）長殿

厚生労働省社会・援護局地域福祉課長
（ 公 印 省 略 ）

生活困窮者自立支援制度とひきこもり地域支援センター等との連携について

ひきこもり地域支援センター（以下「センター」という。）については、ひきこもりの状態にある者の一次的な相談窓口として、平成 21 年度より、都道府県又は指定都市が実施主体となり整備を進めており、ひきこもりの状態の解消に向け、本人や家族に対する相談支援や就労支援機関等を始めとする関係機関との連絡調整等を行っている。

他方、生活困窮者自立支援制度（以下「困窮者制度」という。）については、生活保護受給に至る前の段階にある生活困窮者に対し、その自立に向けた相談支援を行うことと併せて、居住支援や就労支援、家計支援など、生活全般に渡る包括的な支援を行う制度として、平成 27 年 4 月から施行されたところである。ひきこもりの状態にある者については、既に生活困窮状態にある場合もあれば、現に生活困窮状態には至っていないが、その生活状況故に、将来的に生活困窮に陥るリスクの高い者も含まれる。

さらに、今般、生活保護に至る前の段階にある生活困窮者に対する自立支援を強化するため、生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号。以下「法」という。）について、生活困窮者等の一層の自立の促進を図るための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 44 号。以下「改正法」という。）が平成 30 年

6月8日に公布され、改正法による改正後の法が、同年10月1日より順次施行される。その改正事項の一つとして、これまでの生活困窮者支援の実践を踏まえ、生活困窮者の定義の明確化を図ることとし、具体的には、経済的な困窮に至る背景事情として「就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情」を明示することにより、関係者間において、早期的・予防的な観点からの支援を含め、適切かつ効果的な支援の展開につなげていくこととしている。その「地域社会との関係性」については、地域社会からの孤立の視点も含め地域社会との関係性の程度（希薄化等）を意味するものであり、その一つとしてひきこもり状態も含まれる。

したがって、上記生活困窮者の定義の明確化により、経済的困窮に至る背景事情の一つである「地域社会との関係性」の中にひきこもり状態が含まれていることも踏まえ、センターにおける支援と困窮者制度に基づく支援が、対象者本人の状態や意向と各々の専門性に応じて、十分に連携することが重要である。具体的には、センターの支援を通じて、ひきこもりの状態から脱却した後に困窮者制度に基づく自立支援に切れ目なくつなげることや、当初から双方が役割分担の上で、共に支援を行うことが考えられる。

今般、これらの連携について下記のとおり通知するので、各自治体の関係主管部局におかれては、改正法による改正後の法の内容も含め、その趣旨や内容を理解いただき積極的に連携を進めていただくとともに、各都道府県におかれては、管内市町村（指定都市及び中核市を除く。）及び関係機関等に周知いただくようお願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定による技術的な助言であることを申し添える。

記

1 自立相談支援機関とセンターとの連携体制の構築

自立相談支援機関とセンターが相互にその目的や趣旨について理解を深めるとともに、十分に意思疎通を図り、関係性を構築することで、より多様で包括的な支援が可能となるようお願いする。

その際、センターの実施主体は、都道府県、指定都市である一方、自立相談支援機関は、福祉事務所設置自治体ごとに設置されていることに留意し、両者の連携体制を構築するに当たっては、都道府県が適宜調整を行う等工夫して実施するようお願いしたい。

2 両機関の対象者の早期発見、早期支援に向けた連携

生活困窮者やひきこもりの状態にある者を早期に発見し、早期に支援につなげるためには、センター及び自立相談支援機関がそれぞれ有する関係機関とのネットワークを活用することが効果的であることから、それぞれのネットワークに相互に参画するよう努めること。また、センター及び自立相談支援機関が把握した生活困窮者やひきこもりの状態にある者を適切に両者の支援につなぐことが重要であることから、具体的には以下のとおり連携を図ることが考えられる。

- ・センターへの相談者のうち、生活に困窮し、複合的な課題を抱える者（世帯全体でみてそのような状況にあるケースを含む。）について、本人の意向を踏まえつつ、センターから自立相談支援機関につなぐこと（つないだ後については以下の②を参照）。
- ・自立相談支援機関において把握した生活困窮者のうちひきこもりの状態にある者について、
 - ①プラン作成による継続的支援を実施しない場合は、本人に対してセンターを紹介すること（このほか、地域において活動するひきこもり支援団体等につなぐことも考えられる）。
 - ②プラン作成により継続的支援を実施していく場合は、必要に応じてセンターの支援をプラン内容に盛り込み、支援調整会議にセンターが参加する等、必要な連携を図ること。

なお、両機関がともに支援する場合は、本人の意向も踏まえ、両機関において支援方針の摺り合わせを十分に行った上で、例えば、就労に向けた支援は自立相談支援機関が担い、日常における見守りや傾聴等の支援はセンターが担うなど、適切な役割分担を図りつつ、その自立に向け、十分に連携して必要な支援を行うこと。

なお、ひきこもりの状態にある者の支援においては、就労体験やボランティア活動等、多様な参加の場や就労の場を準備し、ひきこもりの状態にある者を受け止める場を充実させることが重要である。自立相談支援機関は、就労準備支援事業や地域資源の活用等を通じて、支援に活用できる多様な場を準備するよう努めること。

また、平成30年度予算において、新たに、

- ・福祉事務所設置自治体単位で実施する就労準備支援事業において訪問支援（アウトリーチ等）による早期からの継続的な個別支援を重点的に実施するとともに、地域において対象者が馴染みやすい就労体験先を開拓・マッチングする取組（「地域におけるアウトリーチ支援等推進事業」）等を行う
- ・センターのバックアップ機能等の強化（広域で設置されるセンターにおける市町村への支援等）を図る

こととしており、就労準備支援事業とセンターの相互連携の強化による対象者の早

期発見、早期支援の促進の観点から、これらの予算事業も活用されたいこと。

3 ひきこもりサポーターとの連携について

平成25年度より、ひきこもりの状態にある本人や家族に対する早期対応を目的に、市町村を実施主体として、継続的な訪問支援やひきこもり地域支援センター等の専門機関への紹介等を行う「ひきこもりサポーター」（ひきこもりを抱える家族等の当事者（ピアサポート）を含む）の派遣事業を実施している。

市町村において、ひきこもりサポーターの派遣事業を実施している場合は、ひきこもりサポーターが、ひきこもりの状態にある本人がいる世帯を訪問し、本人や家族の話を傾聴すること等を通じて、当該世帯の状況等を把握していることが考えられる。このため、自立相談支援機関が、こうした世帯において生活困窮状態にある者の早期発見や世帯の状況等の把握の手段として、ひきこもりサポーターと連携することが効果的であることから、積極的に連携を図っていただくようお願いする。

4 留意事項

相談者をセンターや自立相談支援機関につなぐ場合や、ともに支援する場合は、相談の時点で聞き取った相談者の状況や意向、必要と考えられる支援の内容等に係る個人情報の取扱いに十分配慮し、提供に当たっては本人に同意を得ることが基本となる。なお、各自治体において定める個人情報保護条例に則った対応が必要であることに留意すること。

参考（改正後全文）

社援地発 0327 第 14 号
平成 27 年 3 月 27 日
一 部 改 正
社援地発 1001 第 6 号
平成 30 年 10 月 1 日

都 道 府 県
各 指 定 都 市
中 核 市

民生主管部（局）長 殿

生活困窮者自立支援制度担当部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局地域福祉課長
（ 公 印 省 略 ）

生活困窮者自立支援制度と地域福祉施策との連携について

生活保護に至る前の段階にある生活困窮者に対する自立支援策を強化するため、平成 27 年 4 月より施行された生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号。以下「法」という。）については、生活困窮者等の一層の自立の促進を図るため、今般、生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 44 号。以下「改正法」という。）が平成 30 年 6 月 8 日に公布され、改正法による改正後の法が、同年 10 月 1 日から順次施行される。

生活困窮者は、多様かつ複合的な課題を抱えていることも多く、その課題解決のためには、地域のあらゆる関係機関がネットワークを構築し、それぞれの強みを活かしながら、役割分担を図りつつ、包括的な支援を具現化していくことが重要である。

また、生活困窮者の早期発見や、その生活環境の変化を把握するための見守りなどの間接的な支援は、法に基づく制度的な支援のみで担うことは困難であり、地域住民相互の支え合いによる共助の取組を始め、必要に応じ、インフォーマルな支援を創出

し、これらを組み込んでいくという視点が求められる。

さらに、生活困窮者支援の実践に当たっては、「支援する側と支援される側」という関係を固定的なものとし、生活困窮者自らも地域社会の一員として積極的な役割を見出していくという視点も重要となる。

こうした法の理念は、地域福祉とも通ずるところであり、生活困窮者自立支援制度を着実に実施するとともに、既存の地域福祉施策を始めとする関連施策との連携を確保し、地域のネットワークを強化することは、生活困窮者支援の充実のみならず、地域福祉の充実にも資するものである。

また、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 52 号）により、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）の一部が改正され、地域共生社会の実現に向けて、制度や分野ごとの「縦割り」を越え、地域住民や地域の多様な主体が参画して課題を発見し、解決につなげていく地域づくりを目指すこととしており、これは地域福祉の推進の目的と相通ずるものである。

そのような中、生活困窮者自立支援制度は、利用者の属性にかかわらず、生活に困窮しているという状態を捉えて包括的に支援することを通じた地域づくりを、その基本的な理念の一つとして掲げている制度であり、地域共生社会づくりの中核的な役割を担うことが期待されるものである。

各自治体におかれては、このような観点から、下記の点も踏まえつつ、生活困窮者自立支援制度と地域福祉施策との連携の確保にご留意いただくとともに、各都道府県におかれては、管内市町村（指定都市及び中核市を除く。）及び関係機関等に周知いただくよう、よろしくお願いしたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定による技術的な助言であることを申し添える。

記

1. 社会福祉協議会との連携

社会福祉協議会は、地域福祉の推進を図るため、様々な事業を実施していることから、社会福祉協議会に対し生活困窮者自立支援制度の内容について周知を図りつつ、以下のような点について、生活困窮者自立支援制度との連携の確保に努めることが重要である。

(1) 日頃より、社会福祉協議会と自立相談支援機関との連携体制を構築するとと

もに、地域における生活困窮者支援のネットワークへの参画を促す。

- (2) 地域福祉のコーディネーターによる活動など、社会福祉協議会が行う日々の活動を通じて、地域住民に対し、生活困窮者自立支援制度の内容等について周知をすることにより住民の意識醸成を図り、生活困窮者の早期発見・把握に努める。
- (3) 社会福祉協議会において、生活困窮者を把握した場合には、当該生活困窮者が必要な支援を受けられるよう、本人の承諾を得て、速やかに自立相談支援事業につながる体制を構築する。
- (4) 生活困窮者の判断能力が不十分な場合には、社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業の活用を検討する。
- (5) 社会福祉協議会が実施する生活福祉資金貸付事業により、資金を借り受けている世帯については、自立相談支援機関、家計改善支援機関及び民生委員・児童委員とも連携し、それぞれの機能についての相互の理解のもとで、適切な役割分担を図りつつ借受世帯の生活状況の把握、償還指導などを行う体制を構築する。

2. 民生委員・児童委員活動との連携

民生委員・児童委員は、地域住民の最も身近な相談相手として、地域において様々な活動を行っており、その生活状況を把握できる立場にあることから、民生委員・児童委員に対し生活困窮者自立支援制度の内容について周知を図りつつ、以下のような点について、生活困窮者自立支援制度との連携の確保に努めることが重要である。

- (1) 日頃より、民生委員・児童委員と自立相談支援機関との連携体制を構築するとともに、地域における生活困窮者支援のネットワークへの参画を促す。
- (2) 民生委員・児童委員が行う日々の訪問活動等を通じて、地域住民に対し、生活困窮者自立支援制度の内容等について周知が図られるようにするとともに、地域における生活困窮者の早期発見・把握に協力してもらう体制を構築する。
- (3) 民生委員・児童委員が生活困窮者を把握した場合には、当該生活困窮者が必要な支援を受けられるよう、本人の承諾を得て、速やかに自立相談支援機関につながる体制を構築する。
- (4) 民生委員・児童委員が自立相談支援機関からの依頼に応じ、日々の訪問活動等を行う中で生活困窮者の生活状況を把握する体制を構築する。

3. 寄り添い型相談支援事業（よりそいホットライン）との連携

寄り添い型相談支援事業は、様々な生活上の悩みを抱える方を対象に、24 時間 365 日、無料で電話相談に応じるとともに、必要に応じて面接相談や同行支援などを行うことにより、具体的な問題解決につなげる事業である。その相談者の置かれている状況をみると、約 40%は身近に相談できる人おらず、約 60%は仕事がない状況にあり、法の対象者とも重複する部分がある。

また、本事業による電話相談等の支援を通じて、相談者との信頼関係が既に醸成されている場合などには、本事業が介在することで、相談者の主訴を円滑に伝達できるケースも考えられる。

これらを踏まえ、以下のような点について、生活困窮者自立支援制度との連携に努めることが重要である。

- (1) 日頃より、寄り添い型相談支援事業を実施する事業者（以下「事業者」という。）と自立相談支援機関との連携体制を構築する。
- (2) 事業者から自立相談支援機関に相談者の紹介があった場合には、本人の承諾の下、自立相談支援機関は、当該事業者から必要な情報の提供を受けつつ、必要なアセスメントを行い、対面相談と本事業による電話相談等とを組み合わせで行うなど、必要に応じて事業者とも適切な役割分担を図りつつ、必要な支援を行う。なお、電話による相談者は、非常に深刻な状況にある者が多いことから、本人の人権等に特に配慮する。

4. その他

生活困窮者自立支援制度は、地域福祉を拡充し、まちづくりを進めていく上でも重要な施策であることから、地域福祉計画の中に位置づけつつ、計画的に取り組むことが効果的である。こうした観点から、「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定について」（平成 26 年 3 月 27 日付け社援発 0327 第 13 号。厚生労働省社会・援護局長通知）を踏まえ、市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画に、積極的に生活困窮者自立支援方を盛り込むことが重要である。なお、「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」（平成 29 年 12 月 12 日付け子発 1212 第 1 号、社援発 1212 第 2 号、老発 1212 第 1 号。厚生労働省子ども家庭局長、厚生労働省社会・援護局長、厚生労働省老健局長通知）（以下「厚生労働省関係 3 局長通知」という。）において、「市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドライン」を改定したので、併せて参考にされたい。

また、社会福祉法第 106 条の 3 に規定する包括的な支援体制の整備の推進にあたり、自立相談支援機関は、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に努めることが求

められる。その際は、厚生労働省関係3局長通知の「第二 市町村における包括的な支援体制の整備について」において示した実施内容や留意点を踏まえて取り組むことが重要である。

別添 7

社援地発 1001 第 7 号

平成 30 年 10 月 1 日

都道府県
各 指定都市 生活困窮者自立支援制度主管部（局）長 殿
中 核 市

厚生労働省社会・援護局地域福祉課長

生活困窮者自立支援制度における
地方自治体と公共職業安定所との更なる連携強化について

平成 27 年 4 月 1 日から生活困窮者自立支援法（以下「法」という。）の施行に伴い、多様で複合的な課題を有する生活困窮者に対する就労支援を、福祉事務所設置自治体（以下「自治体」という。）が主導的な役割を担い、公共職業安定所等との連携の下で、本格的に実施することとなったところであるが、生活困窮者等の一層の自立の促進を図るため、今般、生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 44 号。以下「改正法」という。）が平成 30 年 6 月 8 日に公布され、同法による改正後の法が、同年 10 月 1 日より順次施行される。

このうち、就労準備支援事業については、都道府県等によるその実施の努力義務化が、就労訓練事業については、国及び地方公共団体に対しその事業を行う者の受注機会の増大に係る努力義務化が行われる。

また、生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（平成 30 年厚生労働省令第 117 号）により、生活困窮者自立支援法施行規則（平成 27 年厚生労働省令第 16 号）の一部が改正され、就労準備支援事業の対象者要件である年齢要件の撤廃等が行われる。

生活困窮者の就労支援に当たっては、様々な状態像に応じて、例えば一般就労が可能な状態までの集中的に就労準備支援事業による支援を行う、就労準備支援事業による支援を経てもなお一般就労が難しい状態の者がいわゆる中間的就労に従事する、あ

るいは生活保護受給者等就労自立促進事業による自治体と公共職業安定所のチーム支援により一般就労を目指す等、きめ細かな支援を実施しているところである。

これらの支援は、生活困窮者の経済的な自立や社会参加、自己実現等の観点から、可能な限り一般就労による自立を目指すものであるが、生活困窮者の自立の形はこれだけではなく、一般就労により生活困窮状態から脱却するまでの間に、適切な生活習慣や社会的能力の形成、自己有用感の回復といった様々な自立段階をステップアップしていくこともまた重要であり、就労支援はそのための体系的なものとし、従来、公共職業安定所で提供されてきた就労支援の前段階として位置付けている。地方自治体と公共職業安定所が、このような制度の位置づけを十分に認識した上で、それぞれの役割をしっかりと果たしていくことが求められている。

他方、自治体において、新たに就労支援体制を体系化し定着させていくには、公共職業安定所や他の就労支援機関における就労支援のノウハウを参考とすることが効果的であり、効率的である。

すでに生活保護受給者等就労自立促進事業協議会の設置をはじめ自治体と公共職業安定所の連携・協力をお願いしているところであるが、具体的な連携を別添のとおりとりまとめたので、今後の取組の参考にしていただくとともに、管内市町村（指定都市及び中核市は除く。）、関係機関及び関係団体等に広く周知いただくようよろしくお願いしたい。

また、別添資料1のとおり、平成30年9月28日付け職発0928第3号、開発0928第128号「生活困窮者等の就労支援に当たっての地方自治体と公共職業安定所等との連携強化について」により、各都道府県労働局長に対しても地方自治体が実施する就労支援と、公共職業安定所が実施する一般職業紹介をはじめとした就労支援の連携が重要である旨の通達がされているのでお知らせする。

特に、同通達「3 求職者支援訓練の活用の徹底」を参照のうえ、自立相談支援機関において求職者支援訓練の利用が見込まれる者については、公共職業安定所を紹介・案内されたい。

あわせて、各自治体においても、求職者支援訓練に係る情報を自治体が行う就労準備支援事業における支援プログラムの開発や認定就労訓練事業における社会資源の把握などの運用面において積極的に参考にされたい。なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定による技術的な助言であることを申し添える。

生活困窮者自立支援制度における地方自治体と公共職業安定所の連携について

1. 生活保護受給者等就労自立促進事業協議会の活用について

生活保護受給者等就労自立促進事業協議会（平成 28 年 2 月 19 日付け厚生労働省職発 0219 第 3 号、能発 0219 第 2 号、雇児発 0219 第 3 号、社援発 0219 第 4 号「生活保護受給者等就労自立促進事業協議会の設置について」に定める生活保護受給者等就労自立促進事業協議会をいう。以下同じ。）については、生活保護、児童扶養手当及び生活困窮者自立支援制度を担当する福祉部門と雇用部門の各機関が就労支援の目標を共有するとともに、就労支援における役割分担と連携方法を明確にし、効果的・効率的な就労支援を実施していくため、連携・協力を図るための具体的な協議や調整等を行うことを目的に、都道府県単位の協議会と地域単位の協議会を設置しているところ。

（取組事例）

- 法の施行に伴い、協議会の構成員に自立相談支援機関を新たに加え、支援対象者を自立相談支援機関の相談窓口から公共職業安定所の相談窓口へつなぐ運用等を明確にするとともに、両機関の役割分担・支援内容等を共有し、相互連携の理解を深める取組を行っている。
- 協議会において、新たに自立相談支援機関の担当者名簿を作成し連携体制の明確化を図っている。
- 県協議会の開催後、各地域協議会が開催されるまでの間に、県内の福祉事務所・健康福祉センターの生活保護担当者、県・政令市の福祉部門担当者、公共職業安定所の担当者が参画する「生活保護受給者等就労自立促進事業担当者会議」を開催し、福祉部門と雇用部門それぞれの制度説明について双方の理解を深める取組を行っている。

2. 支援調整会議への公共職業安定所の積極的な参画について

自立相談支援事業における支援調整会議については、自立相談支援機関が作成したプラン案の内容が支援対象者の課題及び目標の実現に向けて適切であるかを自治体及び関係機関が参加して合議の下で判断する。

(公共職業安定所が積極的に参画している事例)

- 支援調整会議の前に公共職業安定所の担当者が支援対象者に職業相談を実施し、就労支援方法を事前に検討する取組を行っている。
- 定期的な支援調整会議の開催に先立ち、自治体において支援対象者の希望、状況、留意点等の情報をまとめ、公共職業安定所をはじめとする関係機関へ提供することで支援調整会議を効率的に運用している。

3. 自立相談支援機関と公共職業安定所の更なる連携による生活保護等就労自立促進事業の活用促進について

生活困窮者への一層の効果的な支援を図る観点から、地方自治体と公共職業安定所が一体となった就労支援の強化を図る必要があり、生活保護受給者等就労自立促進事業の更なる活用推進が求められる。

(取組事例)

- 自立相談支援機関からの公共職業安定所への誘導件数等実績値の検証を行い、実績を踏まえた対策を公共職業安定所と協議している。

4. 就労後の定着支援の取組について

自立相談支援事業における就労支援及び就労準備支援事業の実施にあたっては、就労後の定着支援などフォローアップの取組も重要である。公共職業安定所に誘導した支援対象者も含め公共職業安定所と役割分担も行いつつ定着支援の取組を行うことが有効である。

(取組事例)

- 公共職業安定所と連携を密に行うことにより公共職業安定所に支援要請を行った支援対象者の現在の状況を把握し、必要に応じて自立相談支援機関においても支援対象者のフォローを実施する。

5. 生涯現役社会の構築に向けた取組の推進について

今般の制度改正において、生涯現役社会実現の観点から平成30年10月より就労準備支援事業の年齢要件が撤廃される。また、シルバー人材センター事業において

も、別添資料2のとおり本年4月より自立相談支援機関との連携を図ることを目的として、シルバー人材センターの就業情報を自立支援機関の相談窓口へ提供する仕組みが開始されており、このような改正も踏まえて、今後も生活困窮者自立支援制度においても生涯現役社会の構築に向けた取組が一層求められている。

そのような観点から下記の取組を積極的に実施すること。

- (1) 自立相談支援機関の相談窓口に来所する高齢者のうち、就労意欲の高い対象者については積極的に公共職業安定所への誘導を行うこと。
- (2) 自立相談支援機関の職員は、シルバー人材センターから提供される就業情報を活用して、支援対象者にシルバー人材センター事業の活用を働きかける等、シルバー人材センターと連携した取組を実施すること。

6. 無料職業紹介を実施していない自立相談支援機関への公共職業安定所の協力について

生活困窮者自立支援制度における就労支援（自立相談支援事業・就労準備支援事業における体験就労、就労訓練事業等）を実施するにあたって、体験先の開拓や体験後のマッチングについて、無料職業紹介を実施していない自立相談支援機関においては職業紹介のノウハウを有していないため、公共職業安定所との連携が必要である。

（取組事例）

- ▶ 体験就労先の開拓にあたって、公共職業安定所にて生活困窮者等向け求人の開拓等の際に、事業所への周知を実施し、関心等がある場合は自立相談支援機関に引き継いでいる。
- ▶ 支援対象者の体験就労後のマッチングに際して、公共職業安定所が支援等を実施している。

7. 雇用関係助成金の周知・啓発について

厚生労働省（労働局・公共職業安定所）が所管している雇用関係助成金のうち、特定求職者雇用開発助成金（生活保護受給者等雇用開発コース）、トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）については、自立相談支援機関の利用者が対象となる可能性もあることから、自立相談支援機関と公共職業安定所が連携して周知・啓発を図ることが重要である。

(取組事例)

- 自立相談支援機関や就労準備支援事業実施機関における体験就労や就労訓練事業等を実施している事業所等に対して、公共職業安定所の求人開拓に併せ、雇用関係助成金の周知を実施している。

8. 研修会・見学会の開催について

公共職業安定所における一般職業紹介や生活保護受給者等就労自立促進事業の対象であると考えられる者を自立相談支援機関から公共職業安定所へ誘導するにあたっては、支援対象者の状態に応じた適切な支援を実現するため、自治体・自立相談支援機関等の担当者が労働局・公共職業安定所の制度・支援メニュー等を正確に理解しておくことが重要である。

また、公共職業安定所に生活困窮者自立支援制度による支援になじむ求職者が来所することも想定されるため、公共職業安定所の担当者が生活困窮者自立支援制度の内容について正確に理解することも重要である。

こうした相互理解を促進させるため、研修会・見学会が積極的に開催されるよう相互に調整願いたい。

(研修会・見学会の取組事例)

【公共職業安定所の担当者を対象】

- 都道府県労働局主催のブロック研修会等において、自治体の担当者から生活保護制度、生活困窮者自立支援制度の説明・質疑応答を実施している。
- 公共職業安定所の相談窓口利用者を自立相談支援機関の相談窓口へ案内することや担当者同士のつながりを確立することを目的として、自立相談支援機関から公共職業安定所の担当者に対する研修を実施している。

【自治体・自立相談支援機関等の担当者を対象】

- 本年度新たに受託した自立相談支援機関の担当者を対象に、公共職業安定所の見学会、職業相談の流れ等の研修を実施している。
- 自治体の担当者・ケースワーカー等が公共職業安定所に参集して、求人情報提供端末を実際に操作するなどの実演形式も取り入れ、公共職業安定所の支援メニューや就労支援事例の説明を実施している。
- ケースワーカーや就労支援員を対象として雇用関係助成金やハロートレーニングの研修を実施している。
- 県が主催している県内の社会福祉協議会の担当者を集めた連絡会において、

公共職業安定所の支援内容や職業紹介の仕組み（無料職業紹介事業等）を説明している。

- 県主催の就労支援員研修会において、公共職業安定所の職員から生活保護受給者等就労自立促進事業に対する理解促進や職業相談におけるノウハウをテーマに講義を実施している。

【その他の機関も含めた合同形式】

- 各機関の実務担当者レベル（都道府県労働局・公共職業安定所の職員（就職支援ナビゲーターを含む。）、自治体の職員（就労促進指導員、母子自立支援員、就労支援員等を含む。））の合同研修会を開催し、事業や業務の説明、グループ討議、事例発表、質疑応答、意見交換を行っている。
- 公共職業安定所が主催して、福祉事務所、社会福祉協議会及びひとり親支援の団体の実務担当者を参加者とする「福祉・就労支援実務者勉強会」を開催、弁護士を招いての講演聴講なども取り入れ、実務担当レベルでの連携強化を図っている。

9. 生活困窮者自立支援制度のリーフレットを活用した公共職業安定所の相談窓口での周知及び案内について

公共職業安定所に来所した者のうち、失業期間が長期に渡る者等であって、生活困窮者自立支援制度による支援が適切と考えられる場合には、自立相談支援機関を適切に紹介することが必要である。

特に、改正法による改正後の法第8条の規定において、福祉事務所設置自治体の福祉、就労、教育、税務、住宅その他の関係部局において、生活困窮者を把握したときは、生活困窮者本人に対し自立相談支援事業等の利用勧奨を行うことが努力義務とされたことも踏まえれば、これまで以上に制度の周知・案内を行う必要がある。

(周知・案内事例)

- 公共職業安定所の来所者から生活や住居についての相談があった場合には、地方自治体から提供されたパンフレットにより、事業の説明・理解を求め、自立相談支援機関への案内を行っている。
- 自立相談支援機関の相談窓口のリーフレットを公共職業安定所庁内での掲示や相談窓口を設置し、生活困窮者自立支援制度や自立相談支援機関の周知に努めている。
- 就労訓練事業所の認定を新たに受けた事業所の情報について、都道府県等は

都道府県労働局に情報提供を行うとともに、当該事業のリーフレットや認定事業所一覧を都道府県労働局や公共職業安定所の窓口に掲示する、ホームページへの掲載等の取組を実施している。

- 新たに就労訓練事業所の認定を行うに際して、地域のマスコミ等に働きかけ地方自治体の首長等より認定書の交付式を実施している。

10. 公共職業安定所が有する求人情報や事業所情報の提供について

生活困窮者の就労支援においては、対象者の状態像や就労における様々なニーズを把握して相談を進めていくが、一般就労、中間的就労といった様々な就労・参加の形態や、作業内容、業態等についての選択肢をいかに多く持てるかが重要である。

公共職業安定所が有する求人情報は、個々の求人の条件を示す情報であることは言うまでもないが、総体として捉えると、企業が現に必要とする人材の分野や技能の種類、賃金水準等がわかる。また、これらの他にも、当該職種の将来性、雇用需要等についての情報も収集しておくことが重要である。

既に、公共職業安定所から自治体に対し、オンラインによる求人情報の提供等が行われているところであるが、これに加えて、都道府県労働局で公表しているユーザー認定企業、若者応援宣言企業の情報や公共職業安定所が有する農業等の季節求人の情報、高齢者向けの求人情報、さらには都道府県労働局が有する障害者雇用状況報告における事業主に関する情報など、幅広く収集していくことが必要である。

(取組事例)

- 公共職業安定所から、生活保護受給者の就職数が多い職種（清掃業、雑務等）や、住み込み可能な求人、短期間・短時間就労の求人等に関する求人票を福祉事務所等へ情報提供している。
- 公共職業安定所が積極的に自立相談支援機関を訪問して求人情報の提供等を行うことで、日頃から連携できるような体制づくりに取り組んでいる。
- 公共職業安定所が企画する職場見学・訓練施設見学・就職活動支援施設見学がセットとなったバスツアーに関する情報提供を行っている（就労経験の少ない人や引きこもっていた人等の参加があった。）。

11. 日常的な打合わせや意見交換の実施について

生活困窮者の就労支援にあたっては、地方自治体や自立相談支援機関と公共職業安定所が顔の見える関係の中で、連携を図っていくことが重要であり、協議会や支

援調整会議などの会合を行うだけでなく、日常的な打合せや意見交換を積極的に行うことが効果的である。

(取組事例)

- 支援対象者の交通の利便性等を考慮し、地方自治体からの要請に基づき、公共職業安定所の出張相談を実施している。
- 支援対象者が公共職業安定所で職業相談を受ける際に、就労支援員も同席し、就労支援員に公共職業安定所の就労支援のノウハウを学んでもらう機会としている（支援対象者の同意の下。）。
- 地方自治体が行う生活困窮者の認定就労訓練事業所の開拓に際し、公共職業安定所が積極的に協力している。
- 公共職業安定所の来所者で自立相談支援機関での支援が必要と思われる場合には、相談内容や阻害要因等を記載した「連絡票」を作成し、公共職業安定所から自立相談支援機関へ送付の上、案内している。

参考（改正後全文）

社援地発 0327 第 7 号
平成 27 年 3 月 27 日
一 部 改 正
社援地発 1001 第 8 号
平成 30 年 10 月 1 日

都道府県
各 指定都市 生活困窮者自立支援制度主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省社会・援護局地域福祉課長
（ 公 印 省 略 ）

生活困窮者自立支援制度と教育施策との連携について

生活保護に至る前の段階にある生活困窮者に対する自立支援策を強化するため、平成 27 年 4 月より施行された生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号。以下「法」という。）について、生活困窮者等の一層の自立の促進を図るため、今般、生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 44 号。以下「改正法」という。）が平成 30 年 6 月 8 日に公布され、改正法による改正後の法が、同年 10 月 1 日より順次施行される。

生活困窮者自立支援制度は、生活困窮者に対し、その就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立の状況など様々な状況又はそれらの複合的な状況に応じて、自立相談支援事業を中核に、住居確保給付金の支給、就労準備支援事業や家計改善支援事業の実施などにより包括的かつ早期的な支援を提供するものである。そして生活困窮者に対する包括的な支援を行うためには、これらの法に基づく事業のみならず、関係制度との連携が重要である。

そのため、関係部局の連携を強化する観点から、改正法による改正後の法第 9 条の規定においては、都道府県等は、教育機関を含む関係機関等の関係者により構成される会議（以下「支援会議」という。）を組織することができること及びその構成員は支援会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないことが規定され、関係機関間で生活困窮者の支援に必要な情報共有体制の構築が可

能となるほか、改正法による改正後の法第8条の規定において、福祉事務所設置自治体の福祉、就労、教育、税務、住宅その他の関係部局において、生活困窮者を把握したときは、生活困窮者本人に対して生活困窮者自立支援制度の利用の勧奨等を行うことが努力義務とされたところであり、自治体の教育担当部局についても、これらの関係部局に該当する。

とりわけ、子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号）の施行も踏まえ、貧困の連鎖を防止するため、生活困窮者自立支援制度に基づく生活保護受給世帯を含む生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業は、次世代を担う子どもの育ちを支援する施策の一つとして、文部科学省が実施する教育施策と連携することが重要であり、生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律案の附帯決議においても、「生活困窮世帯の子どもに対する学習支援については、福祉関係者だけでなく教育関係者等とも緊密な連携を図ること」とされている。

については、両施策における連携について下記のとおり通知する。また、別紙のとおり、文部科学省より関係機関宛てに通知されているので、貴職におかれては、十分にご了知の上、積極的に連携を進めていただくとともに、各都道府県におかれては、管内市町村（指定都市及び中核市を除く。）及び関係機関等に周知いただくよう、よろしくお願いしたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定による技術的な助言であることを申し添える。

記

1 生活困窮者自立支援制度主管部局と教育委員会、都道府県私立学校主管課等との連携

法に基づく支援が効果的に行われるためには、生活困窮世帯の子どもを早期に発見することが必要である。このため、学校等や家庭教育支援等の取組を通して子どもの状況を把握している教育委員会や都道府県私立学校主管課等（以下「教育委員会等」という。）と生活困窮者自立支援制度担当の部局が日常的に必要な情報交換等の連携を行うことが重要である。

なお、生活困窮世帯の子どもの支援については、学習だけではなく、生活習慣や育成環境の改善の支援等を包括的に実施することが重要である。また、課題を抱えている子どもについては、その保護者や家庭に経済的な課題等を抱えている場合も多いと考えられ、このような場合、適切に自立相談支援機関につなぎ、保護者等に対して生活困窮者自立支援制度に基づく相談支援、就労支援、家計改善支援等を行うことが重要と考えられる。

さらに、子どもの状況により、個人情報の取扱いに留意しつつ、教育関係者にも適切につなぐ関係を構築することも重要である。

また、改正法による改正後の法第9条の規定において、都道府県等は、関係機関等により構成される会議(支援会議)を組織することができることとされ、その構成員に対する守秘義務を課すことにより、支援会議において、生活困窮者に対する自立の支援を図るために必要な情報の交換等を行うことが可能となっている。この支援会議の構成員については、都道府県等が、地域の実情に応じ、関係機関との調整の上決定していくこととなるが、生活困窮世帯の子どもの支援に当たって、教育委員会や学校関係者を構成員とすることは効果的であると考えられることから、支援会議の枠組みの活用も図られたい。

2 自立相談支援事業等の利用勧奨

生活困窮者自立支援制度においては、平成27年4月の施行後、着実に支援の効果が現れてきている一方で、適切な支援を受けることができている生活困窮者が依然として数多く存在するとの指摘がある。また、生活困窮者の中には、日々の生活に追われ、また、自尊感情の低下等により、自ら自立相談支援機関の相談窓口相談をすることが困難な者も少なくない。

このため、支援を必要とする生活困窮者が相談を訪れるのを待つのではなく、その者に対し相談支援が届くようにするアウトリーチの観点が必要である。また、自ら支援を求めることが難しい者に対して支援を行うためには、自立相談支援機関の主導による把握のみならず、様々な関係機関が生活困窮の端緒となる事象を把握した場合には、自立相談支援機関の相談窓口確実につなげていくことが必要である。実際に、施行後の状況の中でも、自立相談支援事業につながった庁内関係機関が多い自治体ほど、自立相談支援事業における新規相談件数が多いとの調査結果もある。

これらを踏まえ、改正法による改正後の法第8条の規定により、福祉事務所設置自治体の福祉、就労、教育、税務、住宅その他の関係部局において、その業務の遂行に当たって生活困窮者を把握したときは、生活困窮者本人に対して自立相談支援事業等の利用の勧奨を行うことが努力義務とされたものである。

この規定を踏まえ、教育委員会等には、教育面に課題や困難を抱えているのみならず、経済的な困窮や複合的な課題を有している者が訪れることもあると考えられるため、こういった複合的な課題を抱える者が相談に来た場合や、学校等の業務、家庭教育支援チーム等による家庭への相談対応や訪問型家庭教育支援等の取組等を通じて生活困窮者を把握したときは、生活困窮者本人に対して自立相談支援事業等の利用の勧奨を行うよう努めていただくこととしているので、生活困窮者自立支援制度主管部局におかれては、ご了知いただくと

もに、教育委員会等に対し協力を促されたい。

3 学習支援に関する事業の連携

厚生労働省では、生活困窮者自立支援制度において、貧困の連鎖を防止するため、生活保護受給世帯を含む生活困窮世帯の児童生徒等に対する学習支援や保護者への進学助言を行う子どもの学習支援事業を実施している。また、文部科学省では、社会教育法（昭和24年法律第207号）に基づく地域学校協働活動を推進するための地域学校協働活動推進事業等において、子どもの学習支援の充実を図っているところである。

地域の実情に鑑みながら、生活困窮家庭であって学習が遅れがちな児童生徒等に対する学習支援として、どのような実施方法が効果的なのか、それぞれの事業の対象者や支援内容等を踏まえつつ、自立相談支援機関と教育委員会等が互いの事業の内容や実施状況を把握し、連携を図っていただきたい。

4 生活困窮者自立支援制度の相談支援員等と学校関係者との連携

支援が必要と考えられる子どもの状況や必要な情報は、学校等において把握されている。生活困窮者自立支援制度の相談支援員等は、日頃から学校等に出向き必要な情報交換を行うなど学校関係者とのつながりを構築することが重要である。なお、学校が保有する子どもの個人情報については、基本的に保護者の同意を得て共有するなど、取扱いに留意すること。

また、学校と福祉施策をつなぐ役割はスクールソーシャルワーカーが担っているため、法の相談支援員等と連携を図ることが必要である。これにより、福祉による支援を必要とする子どもをその保護者も含め、法に基づく支援等によりつなぎやすくしていくことが重要である。

さらに、高等学校等への進学を希望する者又は進学した者について、家庭の経済状況等により断念するといったことが生じないようにする必要がある。学校や教育委員会等においては、家庭の状況や本人の変化に気づいたときなどに、生活困窮世帯の子どもに関する情報について、必要に応じて自立相談支援機関の相談支援員等に情報提供をして、生活困窮者自立支援制度の事業につなぐことが考えられる。なお、生活困窮者自立支援制度において高校生世代などを対象に子どもの学習支援事業による学習面に加え社会面・生活面の向上のための支援を総合的に実施することにより、中退防止の効果だけでなく、自分の将来への具体的イメージの形成などの基礎づくりにも効果があると考えられる。

また、高等学校等における中退防止に取り組みつつ、中退者については、経済的に困窮するリスクも高いことから、相談支援や就労支援等を行う場として、

必要に応じ、自立相談支援機関につなぐことも重要である。

別添 9

総 税 企 第 1 1 9 号
社 援 地 発 1 0 0 1 第 9 号
平 成 3 0 年 1 0 月 1 日

各道府県総務部長
東京都総務局長 殿
東京都主税局長

都道府県
各 指定都市 生活困窮者自立支援制度主管部（局）長 殿
中核市

総務省自治税務局企画課長
厚生労働省社会・援護局地域福祉課長
（ 公 印 省 略 ）

生活困窮者自立支援制度における生活困窮者自立支援制度担当部局と
税務担当部局との連携について

生活保護に至る前の段階にある生活困窮者に対する自立支援策を強化するため平成 27 年 4 月より施行された生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号。以下「法」という。）について、生活困窮者等の一層の自立の促進を図るため、今般、生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 44 号。以下「改正法」という。）が平成 30 年 6 月 8 日に公布され、同法による改正後の法が、同年 10 月 1 日より順次施行される。

生活困窮者自立支援制度は、生活困窮者に対し、その就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立の状況などの様々な状況又はそれらの複合的な状況に応じて、自立相談支援事業を中核に、住居確保給付金の支給、就労準備支援事業や家計改善支援事業の実施等により包括的かつ早期的な支援を提供するものである。

多様で複合的な課題を有する生活困窮者を早期に発見するとともに生活困窮者の状況に応じた包括的な支援を適切に行うためには、関係機関において関係事業の目的及び内容を十分に理解するとともに、それぞれの事業が連携し効果的に実施されることが重要である。

このため、関係機関との連携の更なる強化を図る観点から、改正法による改正後の法第 8 条の規定において、福祉事務所設置自治体の福祉、就労、教育、

税務、住宅その他の関係部局において、生活困窮者を把握したときは、生活困窮者本人に対して生活困窮者自立支援制度の利用の勧奨等を行うことが努力義務とされたところである。

ついては、上記を踏まえ、生活困窮者自立支援制度の運用における生活困窮者自立支援制度担当部局と税務担当部局の連携について下記のとおり通知するので、各地方公共団体の関係部局におかれては、改正法による改正後の法の内容を含め、法の趣旨や内容を理解いただき、更なる連携を推進していただくとともに、各都道府県におかれては、管内市町村（特別区を含む。）、関係機関等に周知いただくよう、よろしくお願ひしたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定による技術的な助言であることを申し添える。

記

1 生活困窮者に対する早期の支援のための連携体制の構築

生活困窮者は、自ら相談に来ることが難しく、孤立している場合が多いため、自立相談支援機関（自立相談支援事業を実施する者。生活困窮者自立支援制度担当部局が直営で実施する場合と民間事業者に委託して実施する場合がある。）と関係機関の連携により、早期に生活困窮者自立支援制度の相談につなげることが必要である。

具体的には、関係機関につながっている者の中から、複合的な課題を抱え経済的に困窮している者について、自立相談支援機関を紹介、案内することが考えられる。このような早期からの支援は、より効果的な自立の促進につながるものである。

地方公共団体の税務担当部局には、地方税の納付相談に来る者など経済的に困窮している者が訪れることもあると考えられるため、日頃より互いの施策の理解を深め、情報交換を行うこと等により、当該生活困窮者自立支援制度の周知が図られるよう連携のための関係構築に努めていただきたい。

なお、円滑に連携が図られるよう、生活困窮者自立支援制度担当部局においては、税務担当部局に対し事業の実施体制や自立相談支援機関について情報提供を行うとともに、生活困窮者自立制度につなぐ対象者像について、両部局間で共有する等の取組が効果的である。

2 自立相談支援事業等の利用勧奨

生活困窮者自立支援制度においては、平成27年4月の施行後、着実に支援の効果が現れてきている一方で、適切な支援を受けることができていない

生活困窮者が依然として数多く存在するとの指摘がある。また、生活困窮者の中には、日々の生活に追われ、また、自尊感情の低下等により、自ら自立相談支援機関の相談窓口相談をすることが困難な者も少なくない。

このため、支援を必要とする生活困窮者が相談を訪れるのを待つのではなく、その者に対し相談支援が届くようにするアウトリーチの観点が重要である。

また、自ら支援を求めることが困難な者に対して支援を行うためには、自立相談支援機関の主導による把握のみならず、様々な関係機関が生活困窮の端緒となる事象を把握した場合には、自立相談支援機関の相談窓口で確実につなげていくことが必要である。

実際に、自立相談支援機関の相談窓口で生活困窮者をつなげた庁内関係機関が多い福祉事務所設置自治体ほど、自立相談支援事業における新規相談件数が多いとの調査結果もある。

これらを踏まえ、改正法による改正後の法第8条の規定により、福祉事務所設置自治体の福祉、就労、教育、税務、住宅その他の関係部局において、生活困窮者を把握したときは、生活困窮者本人に対して自立相談支援事業等の利用の勧奨等を行うことが努力義務とされたものである。

当該規定に基づき、福祉事務所設置自治体の税務担当部局が業務の遂行に当たって生活困窮者を把握したときは、生活困窮者本人に対して自立相談支援事業等の利用の勧奨を行うよう努めていただきたい。

また、福祉事務所を設置していない町村部の税務担当部局においては、都道府県が生活困窮者自立支援制度の実施主体であるため、都道府県が設置する自立相談支援機関へ相談に行くことを促すようお願いしたい。

参考（改正後全文）

社援地発 0327 第 13 号
国 住 心 第 217 号
平成 27 年 3 月 27 日
一 部 改 正
社援地発 1001 第 10 号
国 住 心 第 393 号
平成 30 年 10 月 1 日

都道府県
各 指定都市
中核市

生活困窮者自立支援制度主管部（局）長
住宅担当部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局地域福祉課長
国土交通省住宅局安心居住推進課長
（ 公 印 省 略 ）

生活困窮者自立支援制度と居住支援協議会等の連携について

生活保護に至る前の段階にある生活困窮者に対する自立支援策を強化するため平成 27 年 4 月より施行された生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号。以下「法」という。）について、生活困窮者等の一層の自立の促進を図るため、今般、生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 44 号。以下「改正法」という。）が平成 30 年 6 月 8 日に公布され、同法による改正後の法が、同年 10 月 1 日より順次施行される。

生活困窮者自立支援制度は、生活困窮者に対し、その就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立の状況など様々な状況又はそれらの複合的な状況に応じて、自立相談支援事業を中核に、住居確保給付金の支給、一時生活支援事業、就労準備支援事業、家計改善支援事業の実施などにより包括的かつ早期的な支援を提供するものである。そして生活困窮者に対する包括的な支援を行うためには、これらの法に基づく事業のみならず、住宅施策を含む関係制度との連携が重要である。

一方、住宅施策において、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」（平成 19 年法律第 112 号。以下「住宅セーフティネット法」とい

う。)第51条第1項に基づき、地方公共団体等は、住宅確保要配慮者居住支援協議会(以下「居住支援協議会」という。)を組織できることとなっている。また、住宅セーフティネット法第40条第1項に基づき、都道府県は住宅確保要配慮者居住支援法人(以下「居住支援法人」という。)を指定できることとなっている。

これまで両施策の連携について、「生活困窮者自立支援制度における支援調整会議等と居住支援協議会の連携」等を示し、その推進を図ってきたところである。

関係部局の連携を強化する観点から、改正法による改正後の法第8条の規定において、福祉事務所設置自治体の福祉、就労、教育、税務、住宅その他の関係部局において、生活困窮者を把握したときは、生活困窮者本人に対して生活困窮者自立支援制度の利用の勧奨等を行うことが努力義務とされたところであり、自治体の住宅担当部局についても、これらの関係部局に該当する。

については、上記を踏まえ、両施策における連携について下記のとおり通知するので、各自治体の関係部局におかれては、改正法による改正後の法の内容も含め、法の趣旨や内容を理解いただき更なる連携の推進を図っていただくとともに、各都道府県におかれては、管内市町村(指定都市及び中核市を除く。)、関係機関、関係団体等に広く周知いただくよう、よろしく願いたい。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定による技術的な助言であることを申し添える。

記

- 1 生活困窮者自立支援制度における支援調整会議等と居住支援協議会の連携
生活困窮者自立支援制度においては、自立相談支援事業を実施する者(以下「自立相談支援機関」という。)が開催する支援調整会議(※)のほか、生活困窮者を早期に発見し包括的な支援を行うための地域ネットワークの構築を目的とする協議会等が開催される。一方、居住支援協議会は、低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭その他住宅の確保に特に配慮を要する者(以下「住宅確保要配慮者」という。)の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図ることを目的として組織されることになっている。

両方の取組をより効果的なものとするため、活動に当たっては、双方の協議内容を相互に報告・情報交換するなどの方法により、制度の目的や趣旨の理解を深めるとともに、より多様で包括的な支援が可能となるよう連携をお願いする。

- (※) 自立相談支援機関が開催する、生活困窮者の自立に向けた支援プランについて支援に関わる関係機関が協議、合意する場であり、その中で地域課題の解決に向けた議論も行われる。

- 2 自立相談支援事業と居住支援協議会・居住支援法人の取組の連携

自立相談支援事業は、生活に困窮した者を幅広く受け止め、一人ひとりの状況に応じた支援を提供する包括的な相談窓口である。生活困窮者は複合的な課題を抱えており、とりわけ住居に関する課題を抱えている場合、居住支援協議会・居住支援法人の取組と連携することでより効果を発揮することが可能である。

例えば、離職により住居を失った生活困窮者が民間賃貸住宅の確保が困難な場合、賃貸借契約に当たり保証人を得られない場合などは、居住支援協議会や居住支援法人と連携することにより、セーフティネット住宅(住宅セーフティネット法に基づき、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅として登録された住宅)等の民間賃貸住宅の情報提供、住宅相談や入居後の生活相談サービスの提供、家賃債務保証業者の紹介など、住宅の確保に向けた支援を受けることが可能となる。

また、住宅確保要配慮者が離職により住居を失うおそれがある場合、一般就労の準備が出来ていない場合、家計再建が必要な場合などは、自立相談支援事業と連携して支援することにより、住宅を含む生活全般の包括的な支援を受けることが可能となる。

については、自立相談支援事業と居住支援協議会や居住支援法人の取組が連携し、支援がより効果的なものとなるようお願いする。とりわけ、住宅に関する支援が含まれている場合、自立相談支援機関による自立生活のためのプラン作成の際には居住支援協議会や居住支援法人の関係者も参画することが望ましい。

なお、相談者をつなぐ場合や協働して支援を行う場合は、相談の時点で聞き取った相談者の状況や希望、必要と考えられる支援の内容等について、個人情報取り扱いに配慮して、本人に同意を得た上で共有するとともに、各自治体において定める個人情報保護条例に則った対応をお願いする。

3 自立相談支援事業等の利用勧奨

生活困窮者自立支援制度においては、平成 27 年 4 月の施行後、着実に支援の効果が現れてきている一方で、適切な支援を受けることができていない生活困窮者が依然として数多く存在するとの指摘がある。また、生活困窮者の中には、日々の生活に追われ、また、自尊感情の低下等により、自ら自立相談支援事業の相談窓口にご相談をすることが困難な者も少なくない。

このため、支援を必要とする生活困窮者が相談を訪れるのを待つのではなく、その者に対し相談支援が届くようにするアウトリーチの観点が必要である。また、自ら支援を求めることが難しい者に対して支援を行うためには、自立相談支援機関の主導による把握のみならず、様々な関係機関が生活困窮の端緒となる事象を把握した場合には、自立相談支援機関の相談窓口確実につなげていくことが必要である。実際に、施行後の状況の中でも、自立相談支援事業に関わる庁内関係機関が多い自治体ほど、自立相談支援事業における新規相談件数

が多いとの調査結果もある。

改正法による改正後の法第8条の規定は、これらを踏まえ、福祉事務所設置自治体の福祉、就労、教育、税務、住宅その他の関係部局において、生活困窮者を把握したときは、生活困窮者本人に対して自立相談支援事業等の利用の勧奨を行うことを努力義務としたものである。

当該規定を踏まえ、住宅担当部局が、業務の遂行に当たって、住宅の確保のみならず経済的な困窮や複合的な課題を有している生活困窮者を把握したときは、生活困窮者本人に対して自立相談支援事業等の利用の勧奨を行うよう努めていただきたい。

参考（改正後全文）

社援地発 0327 第 6 号
平成 27 年 3 月 27 日
一 部 改 正
社援地発 1001 第 11 号
平成 30 年 10 月 1 日

都道府県
各 指定都市 生活困窮者自立支援制度主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省社会・援護局地域福祉課長
（ 公 印 省 略 ）

年金制度との連携及び国民年金保険料免除制度の周知について

生活保護に至る前の段階にある生活困窮者に対する自立支援策を強化するため、平成 27 年 4 月より施行された生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号。以下「法」という。）について、生活困窮者等の一層の自立の促進を図るため、今般、生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 44 号。以下「改正法」という。）が平成 30 年 6 月 8 日に公布され、同法による改正後の法が、同年 10 月 1 日より順次施行される。

生活困窮者自立支援制度の実施に当たっては、年金制度と生活困窮者自立支援制度相互の担当部署が連携するとともに、国民年金制度における保険料免除制度の周知を図ることにより、生活困窮者の早期発見につなげることが期待される。このため、これまで「対象者の早期発見のための市町村年金担当部署等との連携体制の構築」等を示すことにより、国民年金制度と生活困窮者自立支援制度の連携の推進を図ってきた。

この両制度の連携を強化する観点から、改正法による改正後の法第 8 条の規定において、福祉事務所設置自治体の福祉、就労、教育、税務、住宅その他の関係部局において、生活困窮者を把握したときは、生活困窮者本人に対して生活困窮者自立支援制度の利用の勧奨を行うことが努力義務とされたところであり、市町村の年金担当部署についても、これらの関係部局に該当するものとして想

定している。

については、上記を踏まえ、国民年金保険料免除制度及び連携について下記のとおり通知するので、改正法による改正後の法の内容も含め、法の趣旨や内容を理解いただき、市町村の年金担当部署との更なる連携を推進していただくとともに、必要に応じて日本年金機構年金事務所等へ協力を求めるなど、両制度の推進を図られたい。加えて、各都道府県におかれては、管内市町村（指定都市及び中核市を除く。）及び関係機関等に周知いただくよう、よろしくお願いしたい。

また、年金関係機関との連携が円滑に行われるよう別紙1「生活困窮者自立支援制度の施行に伴う関係機関との連携について」の一部改正について（平成30年10月1日付年管管発1001第1号。厚生労働省年金局事業管理課長通知）により地方厚生（支）局を通じて市町村の国民年金担当部署へ、別紙2「生活困窮者自立支援制度の施行に伴う関係機関との連携について」の一部改正について（平成30年10月1日付年管管発1001第2号。厚生労働省年金局事業管理課長通知）により日本年金機構事業推進部門（統括担当）担当理事宛に通知されていることを申し添える。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定による技術的な助言であることを申し添える。

記

1 対象者の早期発見のための市町村年金担当部署等との連携体制の構築

生活困窮者は、自ら相談に来ることが難しく、孤立している場合が多いため、自立相談支援機関からのアウトリーチや関係機関からの情報提供により早期発見を図ることが重要であり、早期からの支援は、より効果的な自立の促進につながるものである。

市町村年金担当部署及び年金事務所には、年金の納付に係る相談に来る者など、経済的に困窮している者が訪れると考えられるため、これらとの連携は非常に重要である。

日頃より、互いの施策の理解を深め、情報交換を行うなどにより、両制度の周知が図られるよう連携のための関係構築に努めていただきたい。

なお、円滑に連携が図れるよう、生活困窮者自立支援制度所管部署においては、年金事務所に対し事業の実施体制や自立相談支援事業を実施する者（以下「自立相談支援機関」という。）について情報提供を行うこと。

2 自立相談支援事業等の利用勧奨

生活困窮者自立支援制度においては、平成27年4月の施行後、着実に支援の効果が現れてきている一方で、適切な支援を受けることができている生活困窮者が依然として数多く存在するとの指摘がある。また、生活困窮者の中には、日々の生活に追われ、また、自尊感情の低下等により、自ら自立相談支援

事業の相談窓口で相談をすることが困難な者も少なくない。

このため、支援を必要とする生活困窮者が相談に訪れるのを待つのではなく、その者に対し相談支援が届くようにするアウトリーチの観点が重要である。また、自ら支援を求めることが難しい者に対して支援を行うためには、自立相談支援機関の主導による把握のみならず、様々な関係機関が生活困窮の端緒となる事象を把握した場合には、自立相談支援機関の相談窓口に確実につなげていくことが必要である。実際に、施行後の状況の中でも、自立相談支援事業につながった庁内関係機関が多い自治体ほど、自立相談支援事業における新規相談件数が多いとの調査結果もある。

これらを踏まえ、改正法による改正後の法第8条の規定により、福祉事務所設置自治体の福祉、就労、教育、税務、住宅その他の関係部局において、生活困窮者を把握したときは、生活困窮者本人に対して自立相談支援事業等の利用の勧奨を行うことが努力義務とされたものである。

この規定を踏まえ、市町村年金担当部署が国民年金保険料の納付や免除等申請の相談等の業務の遂行に当たって生活困窮者を把握したときは、生活困窮者本人に対して生活困窮者自立支援事業等の利用の勧奨を行うよう努めていただくこととしているので、生活困窮者自立支援制度主管部局におかれては、ご了承くださいとともに、市町村年金担当部署に対し協力を促されたい。

3 自立相談支援機関における国民年金保険料免除制度の周知

国民年金法（昭和34年法律第141号）第90条第1項の規定に基づき、被保険者、配偶者及び世帯主のいずれもが次の条件に該当する場合等に、申請により国民年金保険料の納付が免除となる。

- ① 前年所得が一定額以下の場合
- ② 地方税法に定める寡婦・障害者であって前年所得が一定額以下の場合
- ③ 天災、失業等の事由がある場合

また、前年所得が全額免除の要件に該当しない場合でも、前年所得が一定額以下の場合には保険料の四分の一、半額又は四分の三が免除となる保険料の一部免除制度や50歳未満の者については、世帯主が免除の要件に該当しない場合であっても保険料の納付を猶予する納付猶予制度がある。

生活困窮者は上記の要件に該当する可能性があるため、生活困窮者の支援においては、国民年金保険料免除制度を周知するとともに、生活困窮者が国民年金保険料の納付が困難となっている場合には、保険料免除に係る申請を積極的に促すようお願いしたい。

また、国民年金の保険料免除申請の促進に当たっては、生活困窮者自立支援制度及び年金制度の担当部局で相互に情報共有を図り、申請方法等について理解の上、進める必要がある。

(参考)

国民年金法（昭和34年法律第141号）（抄）

第九十条 次の各号のいずれかに該当する被保険者等から申請があつたときは、厚生労働大臣は、その指定する期間（次条第一項から第三項までの規定の適用を受ける期間又は学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十条に規定する高等学校の生徒、同法第八十三条に規定する大学の学生その他の生徒若しくは学生であつて政令で定めるもの（以下「学生等」という。）である期間若しくは学生等であつた期間を除く。）に係る保険料につき、既に納付されたものを除き、これを納付することを要しないものとし、申請のあつた日以後、当該保険料に係る期間を第五条第三項に規定する保険料全額免除期間（第九十四条第一項の規定により追納が行われた場合にあつては、当該追納に係る期間を除く。）に算入することができる。ただし、世帯主又は配偶者のいずれかが次の各号のいずれにも該当しないときは、この限りでない。

- 一 当該保険料を納付することを要しないものとすべき月の属する年の前年の所得（一月から厚生労働省令で定める月までの月分の保険料については、前々年の所得とする。以下この章において同じ。）が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、政令で定める額以下であるとき。
- 二 被保険者又は被保険者の属する世帯の他の世帯員が生活保護法による生活扶助以外の扶助その他の援助であつて厚生労働省令で定めるものを受けるとき。
- 三 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）に定める障害者であつて、当該保険料を納付することを要しないものとすべき月の属する年の前年の所得が政令で定める額以下であるとき。
- 四 地方税法に定める寡婦であつて、当該保険料を納付することを要しないものとすべき月の属する年の前年の所得が前号に規定する政令で定める額以下であるとき。
- 五 保険料を納付することが著しく困難である場合として天災その他の厚生労働省令で定める事由があるとき。

参考（改正後全文）

社援地発 0 5 1 3 第 1 号
保国発 0 5 1 3 第 2 号
保高発 0 5 1 3 第 1 号
平成 2 8 年 5 月 1 3 日
一 部 改 正
社援地発 1 0 0 1 第 1 2 号
保国発 1 0 0 1 第 1 号
保高発 1 0 0 1 第 1 号
平成 3 0 年 1 0 月 1 日

都道府県
各 指定都市 生活困窮者自立支援制度主管部（局）長殿
中核市

都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）長殿
都道府県民生主管部（局）後期高齢者医療主管課（部）長殿
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局長殿

厚生労働省社会・援護局地域福祉課長
厚生労働省保険局国民健康保険課長
厚生労働省保険局高齢者医療課長
（ 公 印 省 略 ）

生活困窮者自立支援制度と 国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度との連携について

生活保護に至る前の段階にある生活困窮者に対する自立支援策を強化するため、平成 27 年 4 月より施行された生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号。以下「法」という。）について、生活困窮者等の一層の自立の促進を図るため、今般、生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 44 号。以下「改正法」という。）が平成 30 年 6 月 8 日に公布され、同法による改正後の法が、同年 10 月 1 日より順次施行される。生活困窮者自立支援制度は、生活困窮者に対し、その就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立の状況などの様々な状況又はそれらの

複合的な状況に応じて、自立相談支援事業を中核に、住居確保給付金の支給、就労準備支援事業や家計改善支援事業の実施等により包括的かつ早期的な支援を提供するものである。

生活困窮者自立支援制度の実施に当たっては、国民健康保険及び後期高齢者医療と生活困窮者自立支援制度相互の担当部局が連携して、国民健康保険料（税）及び後期高齢者医療保険料の滞納状況等から、支援が必要な方を早期に自立相談支援機関（自立相談支援事業を実施する者。生活困窮者自立支援制度担当部局が直営で実施する場合と民間事業者に委託して実施する場合がある。）につなげるとともに、低所得者等への各種制度の周知等により、生活困窮者を早期に把握し、その支援を行うことが期待される。このため、これまで本通知において、「生活困窮者に対する早期の支援のための連携体制の構築」等を示すことにより、国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度と生活困窮者自立支援制度の連携の推進を図ってきたところである。

関係部局の連携を強化する観点から、改正法による改正後の法第8条の規定において、福祉事務所設置自治体の福祉、就労、教育、税務、住宅その他の関係部局において、生活困窮者を把握したときは、生活困窮者本人に対して生活困窮者自立支援制度の利用の勧奨等を行うことが努力義務とされたところであり、国民健康保険及び後期高齢者医療の担当部局についても、これらの関係部局に該当する。

【参考】

◎生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成30年法律第44号）による改正後の生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）（抄）
（利用勧奨等）

第8条 都道府県等は、福祉、就労、教育、税務、住宅その他のその所掌事務に関する業務の遂行に当たって、生活困窮者を把握したときは、当該生活困窮者に対し、この法律に基づく事業の利用及び給付金の受給の勧奨その他適切な措置を講ずるように努めるものとする。

については、上記を踏まえ、両制度における連携について下記のとおり通知するので、各自治体の関係部局におかれては、改正法による改正後の法の内容を含め、法の趣旨や内容を理解いただき、更なる連携を推進していただくとともに、各都道府県におかれては、管内市町村（特別区を含む。以下同じ。）（生活困窮者自立支援制度担当部局においては指定都市及び中核市を除く。）、関係機関等に周知いただくよう、よろしく願いしたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定による技術的な助言であることを申し添える。

記

1 生活困窮者に対する早期の支援のための連携体制の構築

生活困窮者は、自ら相談に来ることが難しく、孤立している場合が多いため、自立相談支援機関と関係機関の連携により、早期に生活困窮者自立支援制度の相談につなげることが必要である。具体的には、関係機関につながっている者の中から、複合的な課題を抱え経済的に困窮している者について、自立相談支援機関を紹介、案内することが考えられる。このような早期からの支援は、より効果的な自立の促進につながるものである。

国民健康保険及び後期高齢者医療の担当部局には、保険料（税）の納付相談に来る者等、経済的に困窮している者が訪れることもあると考えられるため、日頃より互いの施策の理解を深め、情報交換を行うこと等により、両制度の周知が図られるよう連携のための関係構築に努めていただきたい。なお、円滑に連携が図れるよう、生活困窮者自立支援制度担当部局においては、国民健康保険及び後期高齢者医療の担当部局に対し事業の実施体制や自立相談支援機関について情報提供を行うとともに、生活困窮者自立制度につなぐ対象者像について、両部局間で共有する等の取組が効果的である。

2 自立相談支援事業等の利用勧奨

生活困窮者自立支援制度においては、平成 27 年 4 月の施行後、着実に支援の効果が現れてきている一方で、適切な支援を受けることができていない生活困窮者が依然として数多く存在するとの指摘がある。また、生活困窮者の中には、日々の生活に追われ、また、自尊感情の低下等により、自ら自立相談支援事業の相談窓口相談をすることが困難な者も少なくない。

このため、支援を必要とする生活困窮者が相談を訪れるのを待つのではなく、その者に対し相談支援が届くようにするアウトリーチの観点が必要である。また、自ら支援を求めることが困難な者に対して支援を行うためには、自立相談支援機関の主導による把握のみならず、様々な関係機関が生活困窮の端緒となる事象を把握した場合には、自立相談支援機関の相談窓口確実につなげていくことが必要である。実際に、自立相談支援機関の相談窓口生活困窮者をつなげた庁内関係機関が多い自治体ほど、自立相談支援事業における新規相談件数が多いとの調査結果もある。

これらを踏まえ、改正法による改正後の法第 8 条の規定により、福祉事務

所設置自治体の福祉、就労、教育、税務、住宅その他の関係部局において、生活困窮者を把握したときは、生活困窮者本人に対して自立相談支援事業等の利用の勧奨を行うことが努力義務とされたものである。

当該規定に基づき、業務の遂行に当たって生活困窮者を把握したときは、生活困窮者本人に対して自立相談支援事業等の利用の勧奨を行うよう努めていただきたい。

3 低所得者等への各種制度

国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度においては、所得の低い世帯等について、以下のような配慮措置を講じている。

国民健康保険及び後期高齢者医療の担当部局においては、生活困窮者自立支援制度担当部局に対し、以下の各種制度の内容について情報提供を行い、また、被保険者等に対して周知徹底に努められるようお願いする。

また、生活困窮者自立支援制度担当部局においては、生活困窮者の支援に当たり、これらの各種制度を周知するとともに、生活困窮者が国民健康保険料(税)及び後期高齢者医療保険料の納付が困難となっている場合等には、支援の一環として、国民健康保険及び後期高齢者医療の担当部局に同行し、保険料(税)の納付相談へのつなぎや各種制度の申請手続きの支援を行う等のきめ細かな支援を実施していただくようお願いする。

また、(3)及び(4)で示す高額療養費制度及び高額医療・高額介護合算療養費の活用については、別添の「生活困窮者自立支援制度における各種支援制度の活用について」(平成28年2月22日厚生労働省地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡)において、生活困窮者自立支援制度担当部局宛てに制度の内容の解説や本人の申請の援助について情報提供しているところであり、生活困窮者自立支援制度担当部局においては、併せて参照いただくようお願いする。

(1) 保険料(税)の軽減措置

低所得者に対する保険料(税)の負担を軽減するため、国民健康保険料(税)については、世帯に属する被保険者等の所得の合計額が一定額以下の場合に、保険料(税)のうち応益割(被保険者均等割額及び世帯別平等割額)に係る部分について、所得に応じ、その額の7割、5割又は2割を軽減することとしている。

また、倒産・解雇等の非自発的な理由により失業し、国民健康保険に加入した者に対しては、加入の前年の給与所得をもとに保険料(税)が課されることで、保険料(税)負担が過重になるケースがあるため、保険料(税)の軽減措置を行うこととしている。

後期高齢者医療保険料についても、低所得者の方には所得水準に応じた保

険料軽減（均等割7割、5割又は2割）を講じている。加えて、更なる軽減措置として、均等割7割軽減の対象者に対して均等割を8.5割軽減、9割軽減する措置を講じている。（保険料軽減特例）

これらの軽減措置については、所得の申告をしていれば手続きは不要だが、所得が未申告の場合、軽減措置が適用されないため、収入がない者や、収入が少なく確定申告が必要ないとされている者であっても、所得の申告が必要となる場合がある。

（2）保険者による保険料（税）又は一部負担金の減免

保険者は、条例の定めるところにより、災害等により生活が著しく困難となった者等、保険料（税）を納めることができない特別の理由がある者に対し、保険料（税）の減免、又はその徴収猶予を行うことが可能である。

また、保険者は、特別の理由がある被保険者で、一部負担金を支払うことが困難であると認められる者に対して、一部負担金の減免、又はその徴収猶予を行うことが可能である。

（3）高額療養費制度

家計に対する医療費の自己負担が過重なものとならないよう、医療費の自己負担に一定の上限を設けている。保険医療機関や保険薬局の窓口で支払った額（保険適用される診療に対して支払った自己負担額をいい、食費、居住費、差額ベッド代、先進医療にかかる費用等を含まない。）が月又は年ごとに一定額を超えた場合に、その超えた額を保険者が支給する制度であり、最終的な自己負担額となる毎月の負担の上限額は、加入者が70歳以上であるかどうかや、所得水準等によって定められており、低所得者に対しては一定の配慮をしている。

（4）高額医療・高額介護合算療養費

医療保険と介護保険のそれぞれの負担が長期間にわたって重複して生じている世帯について、（3）のような負担軽減があってもなお重い負担が残る場合に、なお残る医療保険と介護保険の一年間の自己負担額（（3）と同様に、食費、居住費、差額ベッド代、先進医療にかかる費用等を含まない。）の合算額について上限を設け、さらに負担軽減を図る制度である。世帯内の同一の医療保険の加入者について、毎年8月からの1年間にかかった医療保険と介護保険の自己負担を合計し（※双方の負担がある必要）、上限額を超えた場合にその超えた額が支給される。上限額は、（3）同様に所得水準等に応じ定められており、低所得者に対しては一定の配慮をしている。

4 保険料（税）の滞納者への対応について

保険料（税）の滞納者に対しては、通常よりも有効期間の短い「短期被保険者証」を交付することにより、市町村が滞納者との接触の機会を確保し、

保険料（税）減免や分割納付も含めた納付相談を行うことで、保険料（税）の納付につなげる取組を行っている。（「短期被保険者証」が交付された場合、被保険者は、通常の被保険者証と同様に窓口において一部負担金（例えば、国保において、未就学児及び高齢受給者については医療費の2割、その他の被保険者については医療費の3割）のみを支払うこととなる。）

さらに、国民健康保険においては、特別の事情がないにもかかわらず、一年以上保険料（税）を滞納している者に対しては、「被保険者証」の返還を求め、「被保険者資格証明書」を交付することとしている。（「被保険者資格証明書」が交付された場合、被保険者は、一旦、医療機関の窓口において医療費の全額を負担し、その後、市町村の窓口において医療給付の請求（例えば、一部負担金が3割の方は医療費の7割分）を行うこととなる。）

国民健康保険及び後期高齢者医療担当部局においては、滞納者への対応について、引き続き、滞納している理由などをよく把握しつつ、滞納者の個々の実情に応じたきめ細かな対応を引き続き実施していただくとともに、滞納している理由が経済的に困窮しているためであること等を把握した場合には、自立相談支援機関を案内するなど、必要に応じて生活困窮者自立支援制度担当部局との連携を図っていただくようお願いする。

参考（改正後全文）

社援地発 0327 第 11 号
平成 27 年 3 月 27 日
一 部 改 正
社援地発 1001 第 13 号
平成 30 年 10 月 1 日

都道府県
各 指定都市 生活困窮者自立支援制度主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省社会・援護局地域福祉課長
（ 公 印 省 略 ）

生活困窮者自立支援制度と多重債務者対策担当分野との連携について

生活保護に至る前の段階にある生活困窮者に対する自立支援策を強化するため平成 27 年 4 月から施行された生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号。以下「法」という。）について、生活困窮者等の一層の自立の促進を図るため、今般、生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 44 号。以下「改正法」という。）が平成 30 年 6 月 8 日に公布され、同法による改正後の法が、同年 10 月 1 日から順次施行される。

生活困窮者自立支援制度は、生活困窮者に対し、その就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立の状況など様々な状況又はそれらの複合的な状況に応じて、自立相談支援事業を中核に、住居確保給付金の支給、就労準備支援事業や家計改善支援事業の実施等により包括的かつ早期的な支援を提供するものである。

本制度に基づき生活困窮者に対する包括的かつ早期的な支援を行うためには、法に基づく事業のみならず、他制度・他事業との連携が重要であり、その中で多重債務者対策との連携も必要である。

このため、これまで本通知及び多重債務相談及び消費生活相談担当部局長宛の「生活困窮者自立支援法の施行に伴う関係部署等との連携について」（平成 27 年 3 月 31 日付金総第 2188 号・消政策第 135 号）において、生活困窮者自立支援制度と多重債務者対策の積極的な連携の推進を図ってきたところである。

そうした中、連携を強化する観点から、改正法による改正後の法第 8 条の規定において、福祉事務所設置自治体の福祉、就労、教育、税務、住宅その他の関係部局において、生活困窮者を把握したときは、生活困窮者本人に対して生活困窮

者自立支援制度の利用の勧奨等を行うことが努力義務とされたところであり、福祉事務所設置自治体における多重債務相談及び消費生活相談担当部署についても、これらの関係部局に該当するものとして想定している。

については、生活困窮者本人の状況に応じたより包括的な支援が提供されるよう更なる連携を進めていただくとともに、各都道府県におかれては、管内市町村（特別区を含む。）及び関係機関等に周知いただくよう、よろしくお願いしたい。

また、本通知の内容については、所管省庁を通じて、各自治体の多重債務者対策担当部局にも周知されるので、ご了知いただきたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定による技術的な助言であることを申し添える。

記

1 連携に当たっての基本的な考え方

生活困窮者の中には、多重債務又は過剰債務を抱えその返済が困難となっている者や、債務整理を法律専門家に依頼した直後の者や債務整理途上の者も一定数存在する。

こうした多重債務を抱える者等に対しては、債務整理及び生活再建に向けた支援が必要であるが、多重債務相談窓口及び消費生活相談窓口による相談支援やそれらの相談窓口を通じた法律専門家による債務整理とともに、法に基づく家計改善支援事業（※）を実施する機関等（家計改善支援事業を実施していない自治体においては、自立相談支援事業を行う機関。以下同じ。）により、家計の「見える化」を図った上で、家計の改善に関する意欲を引き出しつつ相談者自身の家計を管理する力を高め、生活の再建に向けた支援が相互に連携して行われることが求められる。

このため、家計改善支援事業を実施する機関等は、多重債務を抱える者等に対する債務整理への対応も含めた生活再建に向けた総合的な支援を行う観点から、多重債務相談窓口及び消費生活相談窓口や、法律に関する専門機関である法テラス、弁護士会及び司法書士会等との連携が重要である。これら多重債務相談窓口等との連携に当たっては、例えば、家計改善支援事業を実施する機関等が、家計改善に向けた債務整理等の情報提供や専門的な助言、また債務整理に関係する窓口等へのつなぎや同行を行うことにより、多重債務等の課題を含めた経済的な問題を解決し、自立に向けた継続的な支援を行っていくことが期待される。

（※）家計改善支援事業については、従来、家計相談支援事業として行ってきたものを、家計の状況を明らかにし、収支の見直しをともに考え、主体的に家計を管理する意欲を高めるための伴走型支援が行われているといっ

た現場の実践を踏まえ、家計の改善に取り組む力を育てる支援との位置づけの明確化を図る観点から、改正法によりその名称が改められたもの。

2 連携体制の構築

連携体制を構築する際には、例えば、多重債務者対策の関係会議やその他消費者行政関係会議のように既に庁内に設置されている会議等の場を活用し、

- ・ 両制度の役割分担やそれぞれの相談窓口への誘導方法などの個別支援に向けた体制面での連携
- ・ 両制度担当者へのそれぞれの制度や現況の説明などの円滑な連携等を実現するために対応していくことが期待される。

3 自立相談支援事業等の利用勧奨

生活困窮者自立支援制度においては、平成 27 年 4 月の施行後、着実に支援の効果が現れてきている一方で、適切な支援を受けることができていない生活困窮者が依然として数多く存在するとの指摘がある。生活困窮者の中には、日々の生活に追われ、また、自尊感情の低下等により、自ら自立相談支援事業の相談窓口にご相談をすることが困難な者も少なくない。

このため、支援を必要とする生活困窮者が相談を訪れるのを待つのではなく、その者に対し相談支援が届くようにするアウトリーチの観点が必要である。また、自ら支援を求めることが困難な者に対して支援を行うためには、自立相談支援機関の主導による把握のみならず、様々な関係機関が生活困窮の端緒となる事象を把握した場合に、自立相談支援機関の相談窓口確実につなげていくことが必要である。実際に、自立相談支援機関の相談窓口で生活困窮者をつなげた庁内関係機関が多い自治体ほど、自立相談支援事業における新規相談件数が多いとの調査結果もある。

これらを踏まえ、改正法による改正後の法第 8 条の規定により、福祉事務所設置自治体の福祉、就労、教育、税務、住宅その他の関係部局において、生活困窮者を把握したときは、生活困窮者本人に対して自立相談支援事業等の利用の勧奨等を行うことが努力義務とされたところである。

当該規定に基づき、庁内における多重債務相談及び消費生活相談担当部署が相談等の業務の遂行に当たって生活困窮者を把握したときは、生活困窮者本人に対して自立相談支援事業等の利用の勧奨を行うよう努めていただくこととしているので、生活困窮者自立支援制度主管部局におかれては、ご了知いただくとともに、多重債務相談及び消費生活相談担当部署への協力関係を促されたい。

参考（改正後全文）

社援地発 0327 第 10 号
平成 27 年 3 月 27 日
一部改正
社援地発 1001 第 14 号
平成 30 年 10 月 1 日

都道府県
各 指定都市 生活困窮者自立支援制度 所管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省社会・援護局地域福祉課長
（公印省略）

生活困窮者自立支援法に基づく住居確保給付金の適正な支給及び
生活困窮者自立支援制度からの
暴力団員等と関係を有する事業者の排除について

生活保護に至る前の段階にある生活困窮者に対する自立支援策を強化するため、平成 27 年 4 月より施行された生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号。以下「法」という。）について、生活困窮者等の一層の自立の促進を図るため、今般、生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 44 号。以下「改正法」という。）が平成 30 年 6 月 8 日に公布され、改正法による改正後の法が、同年 10 月 1 日より順次施行される。

暴力団員等に対して、法に基づく住居確保給付金の支給を行うことは、当該事業に対する国民の信頼を揺るがすばかりでなく、公費が結果として暴力団活動の資金源となり、暴力団の維持存続に利用されるおそれがあり、社会正義の上でも極めて重大な問題である。また、暴力団員等と関係を有する事業者等は、法に基づく自立相談支援事業等の受託事業者として、あるいは、認定就労訓練事業の担い手としては極めて不相当である。

このことから、住居確保給付金の適正な支給及び生活困窮者自立支援制度からの暴力団員等と関係を有する事業者等の排除を徹底するため、下記に留意の

上、適正実施に努めていただくようお願いしたい。

なお、本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定による技術的助言として行うものであることを申し添える。

また、本通知の内容は、警察庁とも協議済みであり、また同庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課長から警視庁組織犯罪対策部長及び各道府県警察本部長あての別紙 1「生活困窮者自立支援制度からの暴力団排除対策の推進について（平成 27 年 3 月 27 日付け警察庁丁暴発第 134 号）が発出されているので、本通知とあわせて参考とするようお願いしたい。

記

1 住居確保給付金の適正な支給について

(1) 暴力団員に対する対応について

住居確保給付金の支給対象者には、常用就職への意欲と収入及び資産の申告等が必要とされるところ、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 6 号に規定する「暴力団員」をいう。）は、

- ① 申請者が自身の意思で就職活動をしていないことから、常用就職への意欲が認められない
- ② 暴力団活動を通じて得られる収入及び資産については自治体による生活実態の把握や法第 22 条に基づく資産又は収入の状況についての照会によってこれを発見・把握することは困難である
と考える。

上記の理由にかんがみ、暴力団員については、「生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル（平成 27 年 3 月 27 日付社援発 0327 第 1 号。厚生労働省社会・援護局長通知）」（以下「事務マニュアル」という。）第 7 の 2（1）において、住居確保給付金の対象者要件について「申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと」と明記し、このことについて、申請者に「生活困窮者住居確保給付金支給申請書（様式 1-1）」に添付される「住居確保給付金申請時確認書（様式 1-1A）」により誓約させるとともに、申請者等が暴力団員であることが判明した場合は、住居確保給付金の支給対象者の要件を満たさないものとして、不支給決定することとしている。

また、住居確保給付金受給中に、受給者又は受給者と同一の世帯に属する者（以下「受給者等」という。）が暴力団員であることが判明した場合につ

いても、同様の考えに基づき支給を中止するとともに、法第 18 条の規定により、その支給を受けた住居確保給付金の額の全部又は一部を徴収することとしている（事務マニュアル第 7 の 9（1）⑥）。

（2）暴力団員であることが疑われる申請者等又は受給者等への対応

① 警察に対する情報提供依頼に当たっての留意事項等

申請者等又は受給者等が暴力団員であることが疑われる場合においては、その暴力団員該当性について警察から情報提供を受ける必要がある。この場合の警察に対する情報提供依頼は、資産及び収入の状況に関する照会の根拠である法第 22 条に基づくものではなく、住居確保給付金の適正な執行の要請から、警察に対し任意の協力を求めるものである。

警察による暴力団情報の提供は、別紙 2「暴力団排除等のための部外への情報提供について」（平成 25 年 12 月 19 日付け警察庁丙組企分発第 35 号、丙組暴発第 13 号。）に基づき行われているところであるが、警察に対し暴力団員該当性について情報を求めるに当たっては、警視庁又は道府県警察本部若しくは警察署の暴力団排除担当課（以下「警察の暴力団排除担当課」という。）を窓口とすることとし、依頼に際しては、住居確保給付金の適正な執行のために、申請者等又は受給者等が暴力団員である蓋然性が高いこと等について説明すること。

また、上述の申請者等又は受給者等が暴力団員であることが疑われる場合とは、具体的に以下の場合をいう。

- ・ 自己の保有する情報又は風評等により暴力団員ではないかと疑われる場合
- ・ 離職した事業所が暴力団関係企業と疑われる場合
- ・ 申請時確認書の誓約事項（様式 1－1 A の誓約事項 3：申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれかが暴力団員でないこと）の表明又は同意事項（様式 1－1 A の同意事項 4：暴力団員該当性の確認につき、官公署に調査を囑託する）の同意を拒否又は躊躇する場合
- ・ その他態度・言動（付添人等も含む。）等から暴力団員と疑われる場合

なお、情報提供依頼に際しては、可能な限り、申請者等又は受給者等の人定事項（住所、氏名、生年月日、性別等）を明らかにして行う必要がある。

② 住居確保給付金申請時の取扱い

申請者等又は受給者等が暴力団員であることが疑われる場合において

は、警察へ情報提供依頼を行うこととなるが、早急な回答が得られないことも想定される。

本給付金は緊急的支援として制度上位置付けられており、申請者の状況にかんがみれば、早期の決定・実施が求められるものであることから、警察からの回答に一定の日数が見込まれる場合については、基本的には支給決定を行い、支給決定後に暴力団員と判明した場合には、支給を中止するとともに、法第18条に基づき、既支給分の住居確保給付金の額の全部又は一部を徴収すること。

なお、暴力団関係者への対応にあたっては、警察とも十分に連携されたい。

(3) 暴力団員等と関係を有することが疑われる不動産媒介業者等への対応

公費が暴力団活動の資金源となることを防ぐため、事務マニュアル第7の13(3)において、暴力団員等と関係を有する不動産媒介業者、貸主又は貸主から委託を受けた事業者（以下「不動産媒介業者等」という。）の排除について規定している。

不動産媒介業者等については、「入居（予定）住宅の状況通知書（様式2-1）、（様式2-2）」によって、不動産媒介業者等が暴力団員等とは関係を有しないことを確認することとなるが、自己の保有する情報又は風評等により、暴力団員等と関係を有する不動産媒介業者等であると疑われる場合は、警察に対し、1(2)①と同様に、情報提供を依頼すること。

また、この場合の情報提供依頼については、以下の点に留意すること。

- ① 基本的には、当該不動産媒介業者等の代表者について、確認を行うこと。ただし、疑わしいと判断した理由が、代表者以外の特定の個人であった場合は、その個人について、警察へ情報提供を依頼すること。
- ② 業者自体の風評等に基づく場合や、個人の特定が困難な場合など、不動産媒介業者等そのものの暴力団該当性が疑われる場合においても、警察へ情報提供依頼することは可能である。
- ③ いずれの場合についても、疑わしいと判断した根拠を明らかにし、可能な限り人定事項（住所、氏名、生年月日、性別等）を明らかにした上で行う必要がある。

情報提供により、不動産媒介業者等が暴力団員等と関係を有すると判明した場合は、当該不動産媒介業者等に対し、当該不動産媒介業者等が発行する「入居（予定）住宅に関する状況通知書（様式2-1）、（様式2-2）」を受理しない旨を書面により通知するとともに、以後、当該不動産媒介業者等が

発行する「入居（予定）住宅に関する状況通知書（様式2-1）、（様式2-2）」は受理しないこととし、申請者に対しては別の住宅を確保するなどの指示をすること。

また、既に住居確保給付金の振込手続きが行われている場合は、原則として、当該不動産媒介業者等への振込を中止し、当該不動産媒介業者等を介しない方法の振込に変更（例えば貸主への振込に変更）する等、所要の措置を講ずること。

なお、当該通知書については、総合支援資金（住宅入居費）の貸付手続審査においても必要な書類であるため、当該通知書の写しを受理しない場合においては、総合支援資金貸付を行う社会福祉協議会等の関係機関と十分に連絡・調整を行っていただきたい。

2 就労訓練事業の認定の適正な実施について

就労訓練事業の認定については、生活困窮者自立支援法施行規則（平成27年厚生労働省令第16号）第21条第1号ホ及び事務マニュアル第8の3において、欠格事項として暴力団員等がその事業活動を支配する事業者等の排除を規定しているところ。

認定の申請に当たっては、申請者が欠格事項に該当しないことを「誓約書（参考様式1）」において誓約させることとなるが、例えば自己の保有する情報又は風評等から暴力団員等が事業活動を支配する事業者等であると疑われる場合は、警察に対し、1（3）の①～③に留意しつつ、1（2）①と同様に情報提供を依頼すること。なお、情報提供依頼に当たっては、可能な限り、当該事業者の事業活動を暴力団員等が支配していることを具体的に証明する資料、暴力団員等と疑われる事業支配者の人定事項等に関する資料等を明らかにすること。

申請者が暴力団員等が事業活動を支配する事業者等であることが判明した場合は、欠格事項に該当することを理由として、不認定とし、「生活困窮者就労訓練事業不認定通知書（参考様式3）」によりその旨を通知すること。

また、既に就労訓練事業の認定が行われている場合は、法第16条第3項に基づき当該認定を取り消すものとし、認定の取り消しを行った場合は、「生活困窮者就労訓練事業認定取消通知書（参考様式8）」によりその旨を通知すること。

3 法に基づく事業の適正な委託の実施について

法に基づく、自立相談支援事業、就労準備支援事業、家計改善支援事業、学習支援事業等は、民間事業者への委託が可能とされているところであるが、公

費が暴力団活動の資金源となることを防ぐため、委託事業者から暴力団員等と関係を有する事業者を排除する必要がある。

例えば、公募の際に暴力団排除方針を明確に示す、あるいは暴力団関係者と疑われる場合には警察に情報提供を求めるなど、各自治体の委託契約における暴力団排除の取扱いに則り、適正に対処すること。

4 暴力団員による不適正受給事案等への対応

暴力団員による不適正受給事案等については、公費が暴力団活動の資金源として用いられることであり、国民の信頼を揺るがしかねず、社会的反響も大きいことから、警察等捜査機関に対する告発や捜査への協力を行い、厳正な対応を行うこと。

5 その他

① 組織的対応

本制度に関する事務については、幹部職員が適宜部下職員から報告を受けて適切な指示を行うとともに、必要に応じ幹部職員が直接対応する等、組織を挙げて取り組むこと。

② 警察との連携

住居確保給付金の不正受給防止対策や、生活困窮者自立支援制度からの暴力団排除を徹底するため、警察の暴力団排除担当課と日頃より情報共有を図り、連携を強化すること。